

## 参 考 資 料

- 土浦市立図書館に関するアンケート調査結果
- 図書館法
- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- 土浦市図書館条例
- 土浦市図書館協議会 委員名簿
- 土浦市立図書館サービス計画推進委員会設置要綱
- 計画の策定経過



## 土浦市立図書館に関するアンケート調査結果

第3次土浦市立図書館サービス計画の策定に当たって、図書館の利用状況、図書館に対する意見・要望、満足度を把握するため、市民及び来館者を対象にアンケート調査を以下のとおり実施しました。

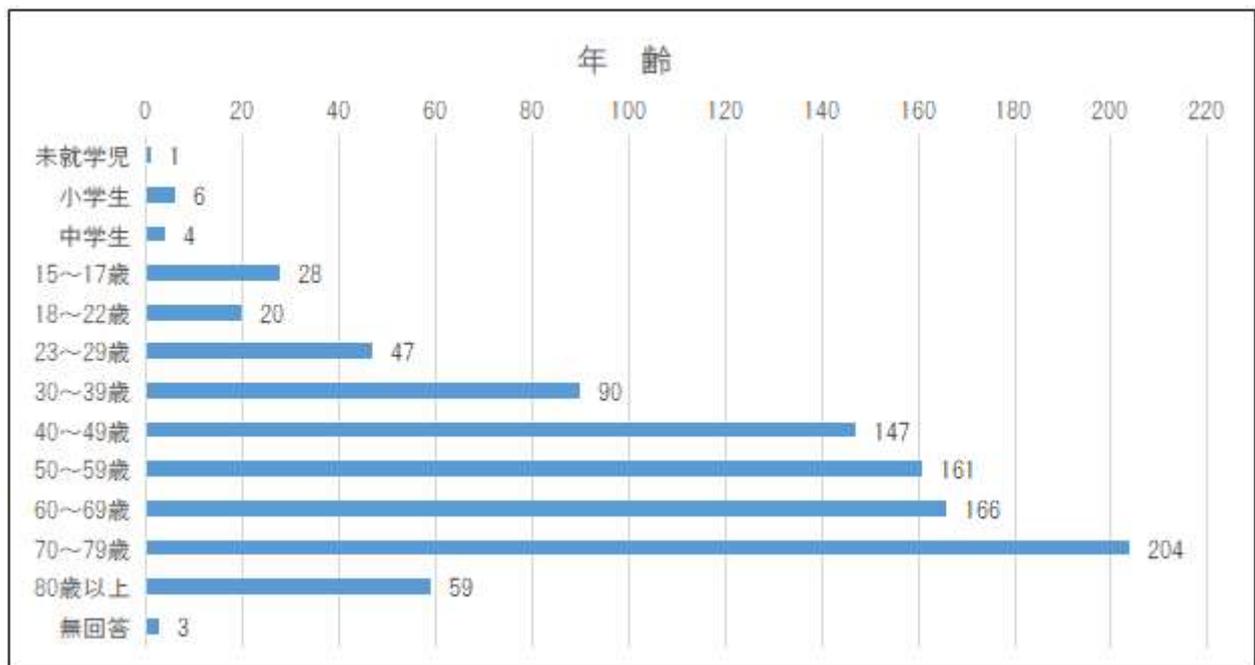
郵 送	調査期間	令和4年6月8日～6月30日（6月7日発送）
	対象者	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民
	調査人数	2,000人
	有効回収数	676人（内インターネット回答102人）
	回収率	33.8%
来 館 者	調査期間	令和4年6月8日～6月30日
	対象者	土浦市立図書館及び分館来館者（有意抽出）
	配布数	土浦市立図書館200部、三中地区分館40部 都和分館、神立地区分館、新治地区分館 各20部
	有効回収数	260人

### 【主な調査結果】

#### 1 年齢（1つ選択）

回答数936人

未就学児	小学生	中学生	15-17歳	18-22歳	23-29歳	30-39歳
1	6	4	28	20	47	90
40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	無回答	
147	161	166	204	59	3	

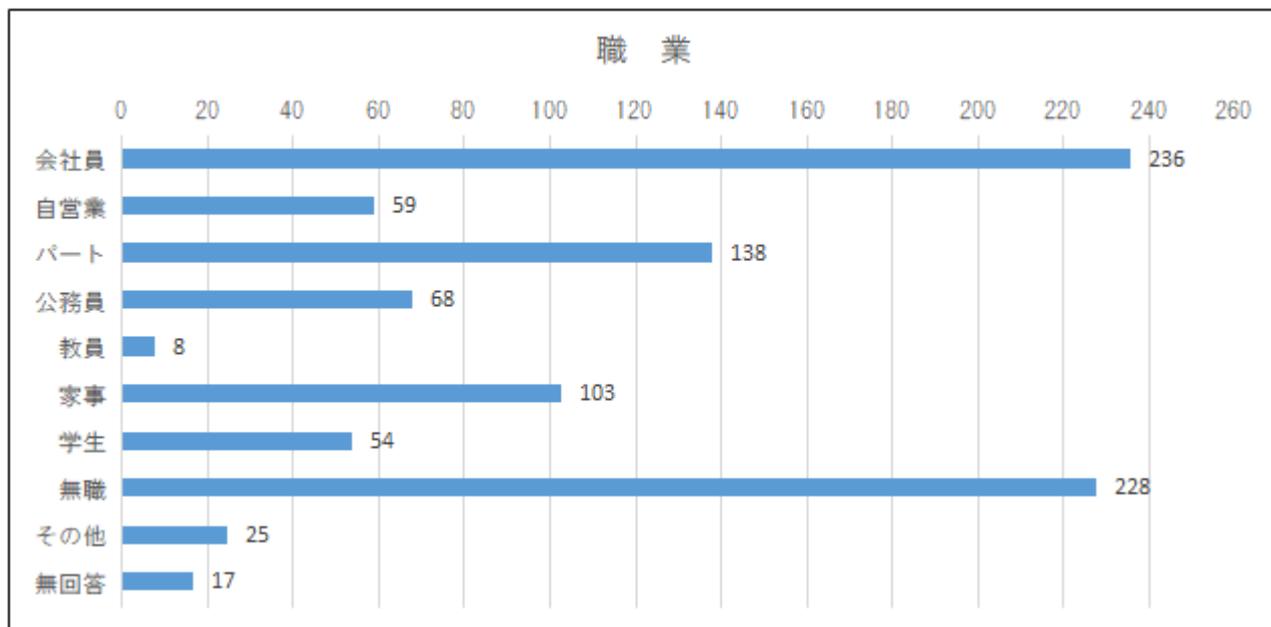


## 2 職業（1つ選択）

回答数936人

会社員	自営業	パート・アルバイト	公務員	教員
236	59	138	68	8
家事専業	学生	無職	その他	無回答
103	54	228	25	17

※その他…医療従事者、介護スタッフ、塾講師、年金受給者、ボランティア活動 等

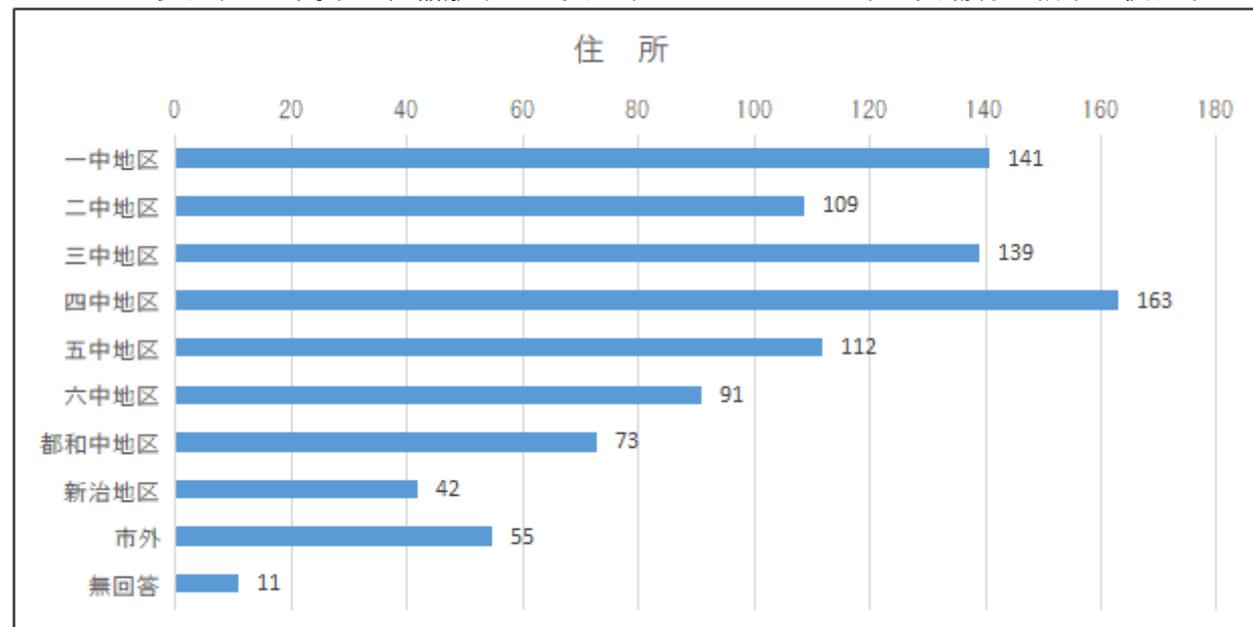


## 3 住所（1つ選択）

回答数936人

一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区
141	109	139	163	112
六中地区	都和中地区	新治地区	市外	無回答
91	73	42	55	11

※市外…つくば市13、かすみがうら市11、阿見町8、石岡市5、牛久市・龍ヶ崎市4、  
取手市・笠間市2、稲敷市・小美玉市・つくばみらい市・美浦村・柏市・横浜市1

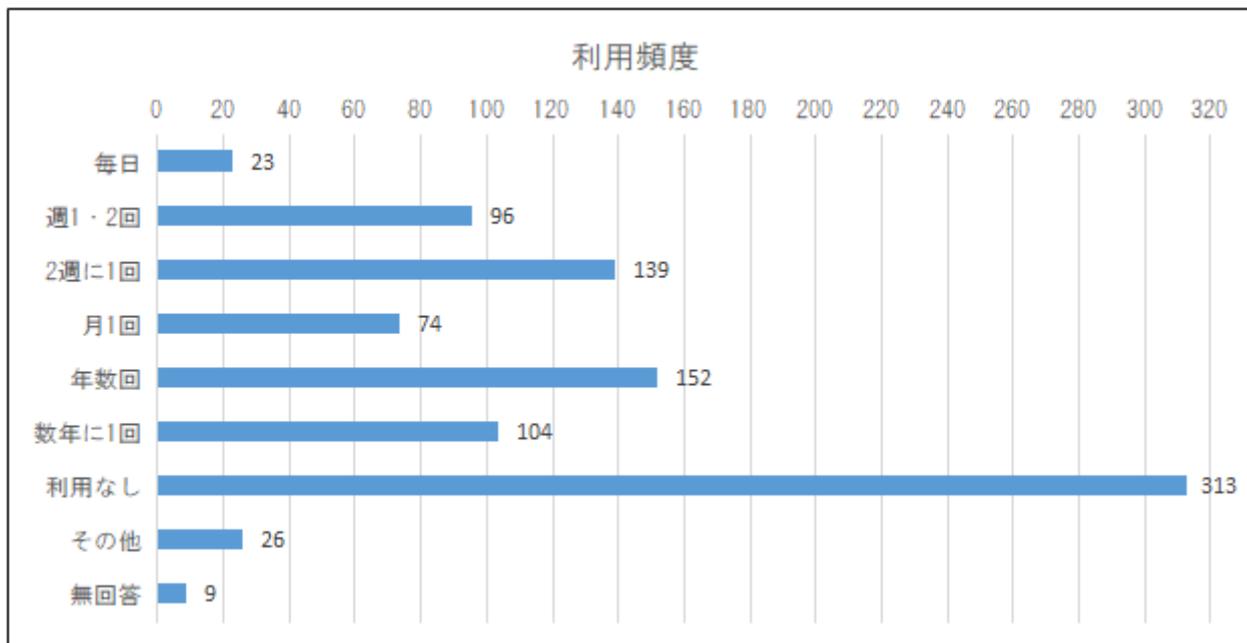


#### 4 利用頻度（1つ選択）

回答数936人

ほぼ毎日	週1.2回	2週に1回	月1回	年数回	数年に1回	利用なし	その他	無回答
23	96	139	74	152	104	313	26	9

※その他…週に3回、月に3回、季節ごと、資格試験取得の時、学生時代、課題作成時、子どもが小さい頃 等

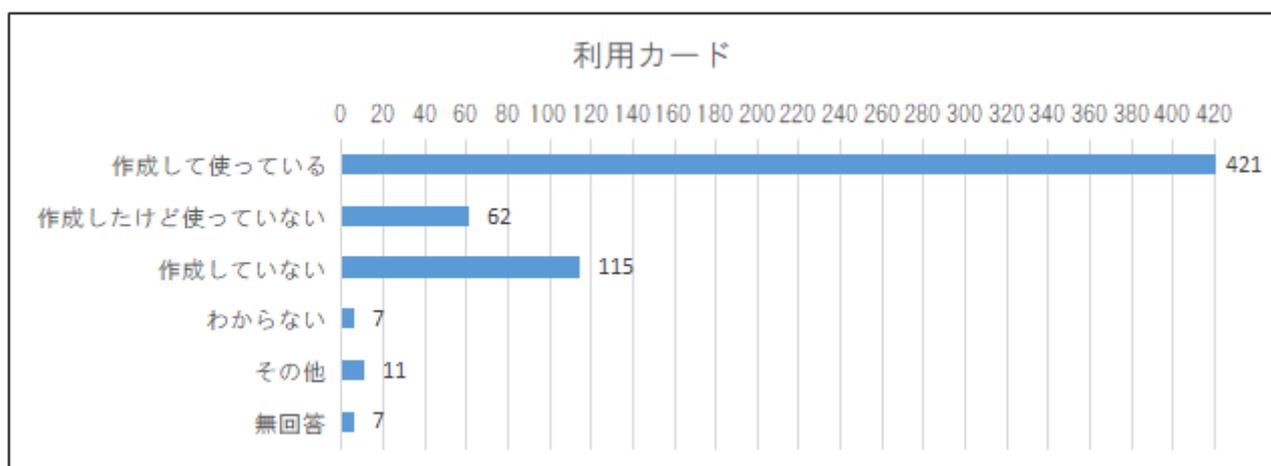


#### 5 利用カードの作成（1つ選択）

回収数623人

作成・使用	作成・未使用	作成なし	わからない	その他	無回答
421	62	115	7	11	7

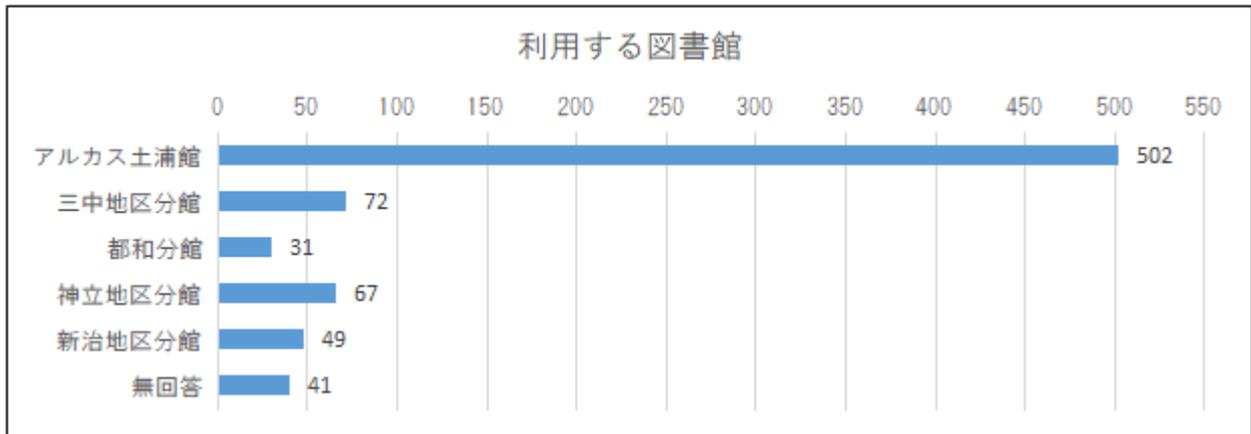
※その他…旧図書館で作成。子ども・家族のカードのみ作成、作成方法がわからない 等



6 主に利用する図書館（複数回答）

回答数623人

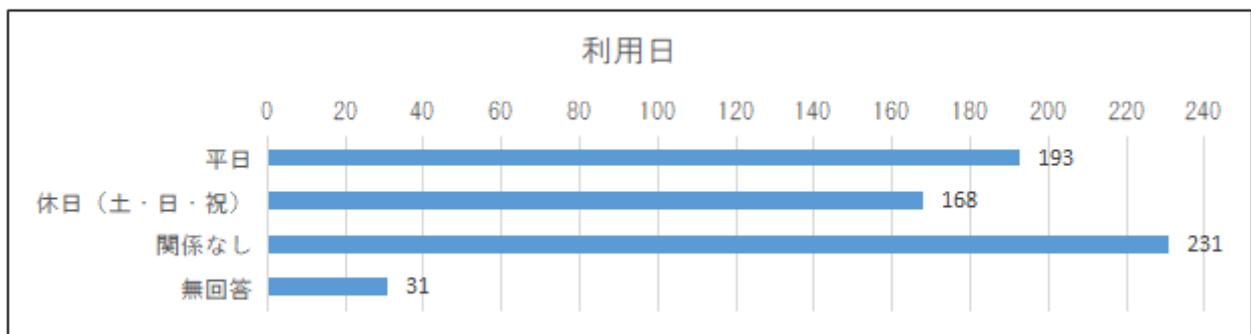
土浦市立図書館	三中地区分館	都和分館	神立地区分館	新治地区分館	無回答
502	72	31	67	49	41



7 主に利用する曜日（1つ選択）

回答数623人

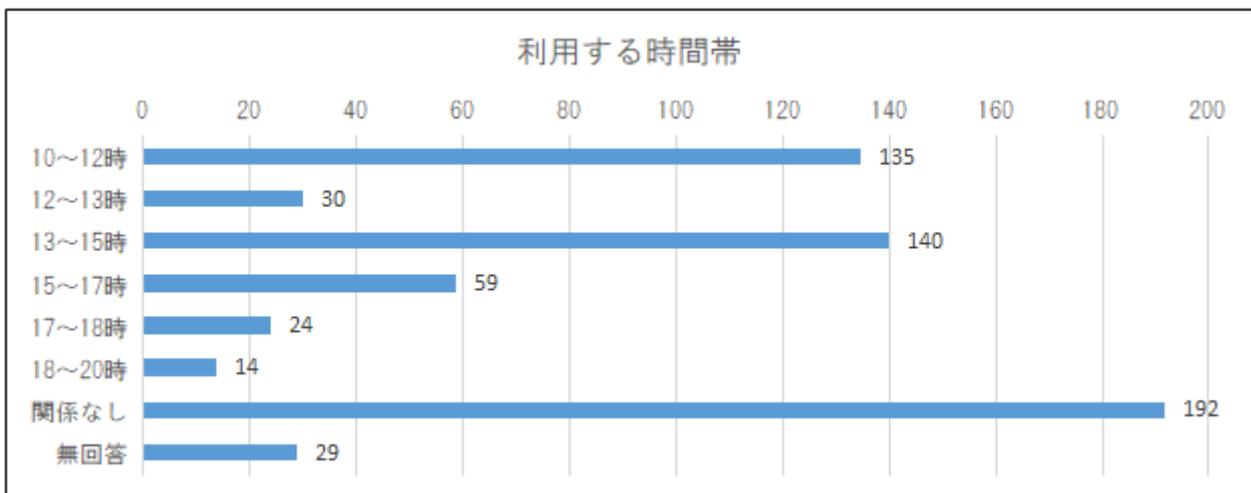
平日	休日（土曜日・日曜日・祝日）	曜日に関係なし	無回答
193	168	231	31



8 主に利用する時間帯（1つ選択）

回答数623人

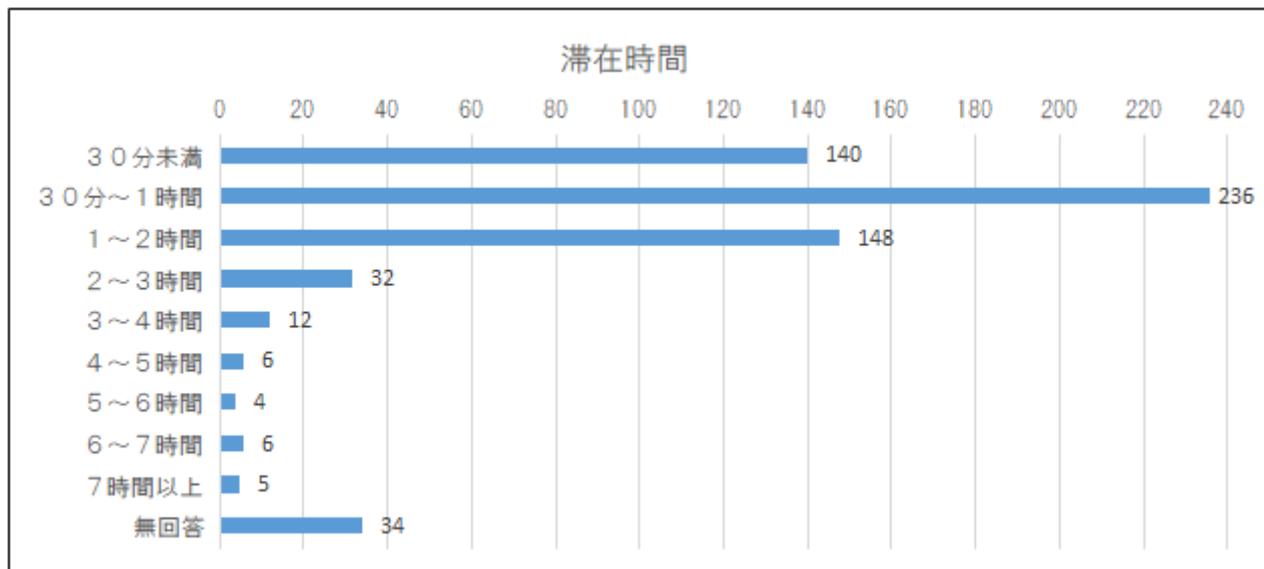
10時～12時	12時～13時	13時～15時	15時～17時
135	30	140	59
17時～18時	18時～20時	時間に関係なし	無回答
24	14	192	29



9 滞在時間（1つ選択）

回答数623人

30分未満	30分～1時間未満	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満
140	236	148	32	12
4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7時間以上	無回答
6	4	6	5	34

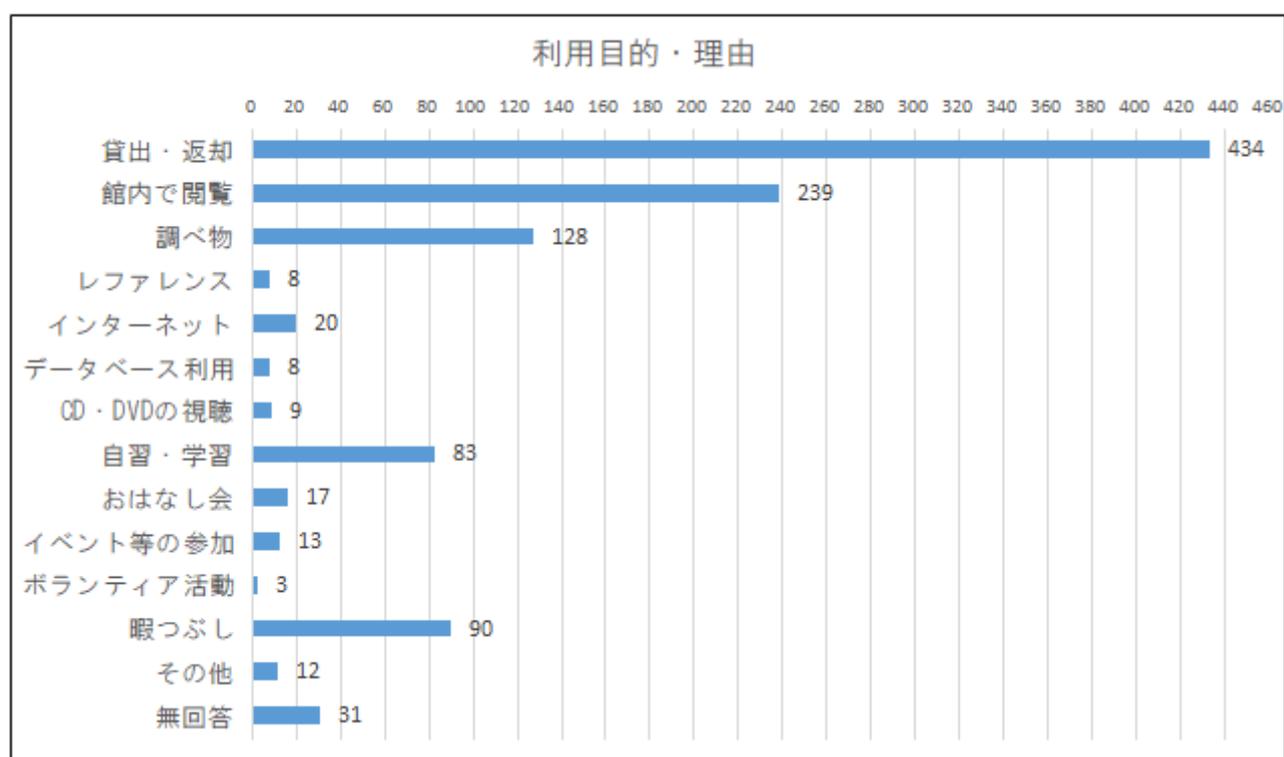


10 利用目的、理由（複数回答）

回答数623人

貸出・返却	館内閲覧	調べ物	レファレンス	インターネット	データベース	CD-DVDの視聴
434	239	128	8	20	8	9
自習・学習	おはなし会	イベント参加	ボランティア	暇つぶし等	その他	無回答
83	17	13	3	90	12	31

※その他…子どもの付き添い、冷暖房利用、広報紙・チラシ等をもらうため 等

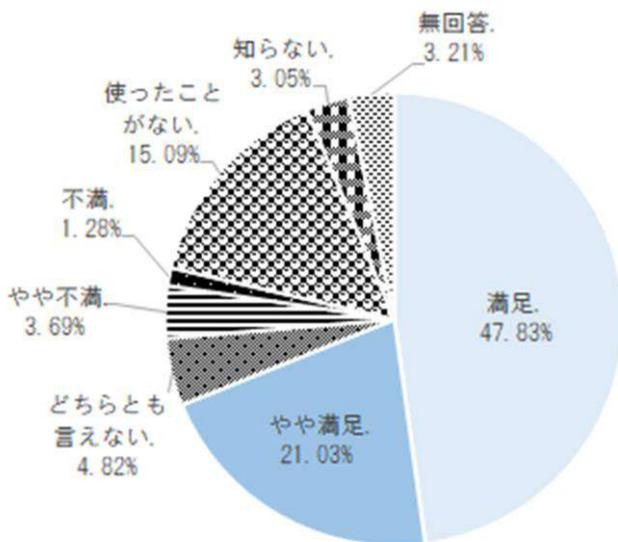
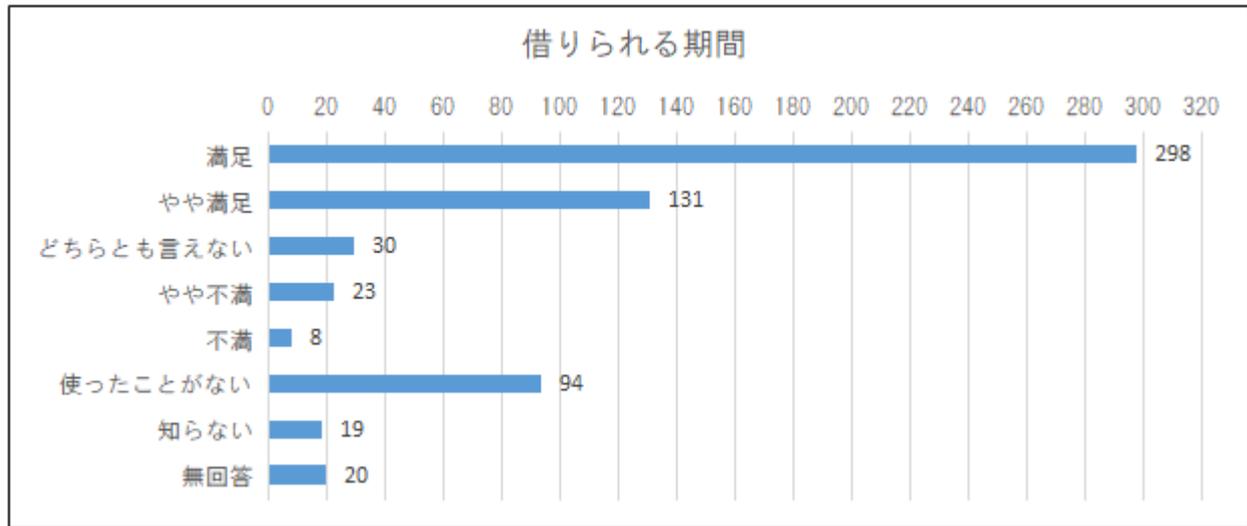


1 1 満足度・認知度

A. 借りられる期間（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
298	131	30	23	8	94	19	20



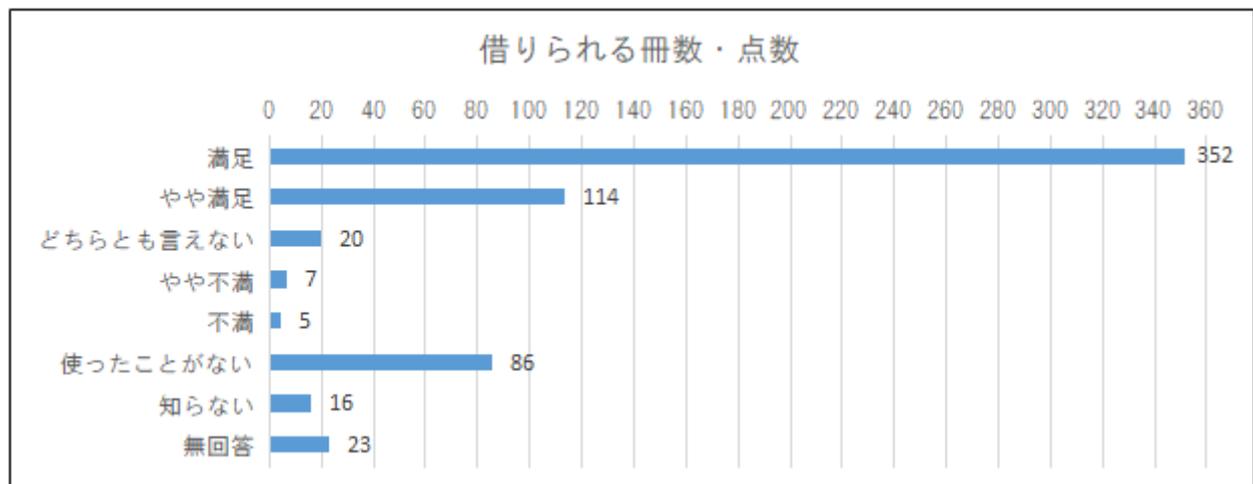
【ご意見】

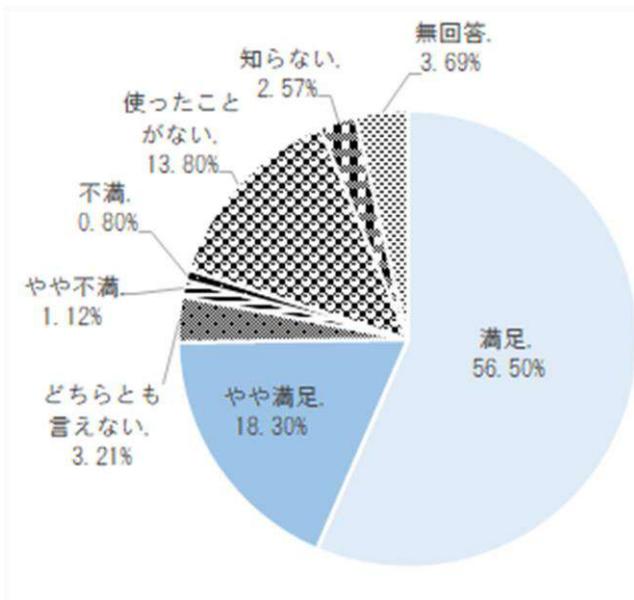
- 延長について。処理日から2週間ではなく、貸出日から4週間にしてほしい
- 延長を2回可能にしてほしい
- 市外利用者もホームページ上で延長できるようにしてほしい（運用開始済）
- 期間を長く（3週間、1か月）にほしい

B. 借りられる冊数・点数（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
352	114	20	7	5	86	16	23





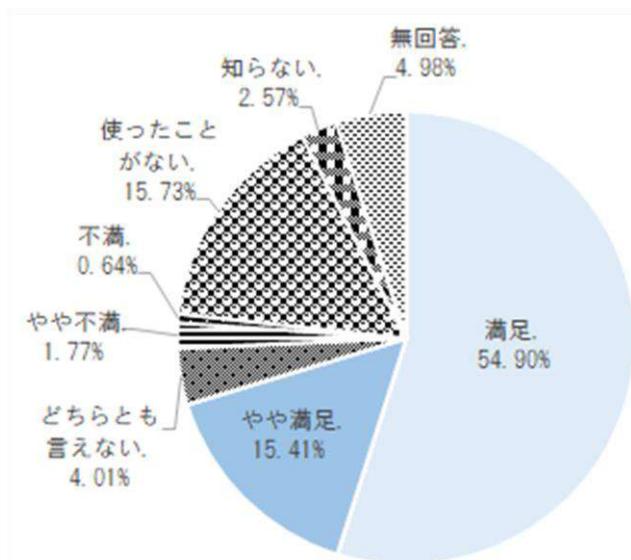
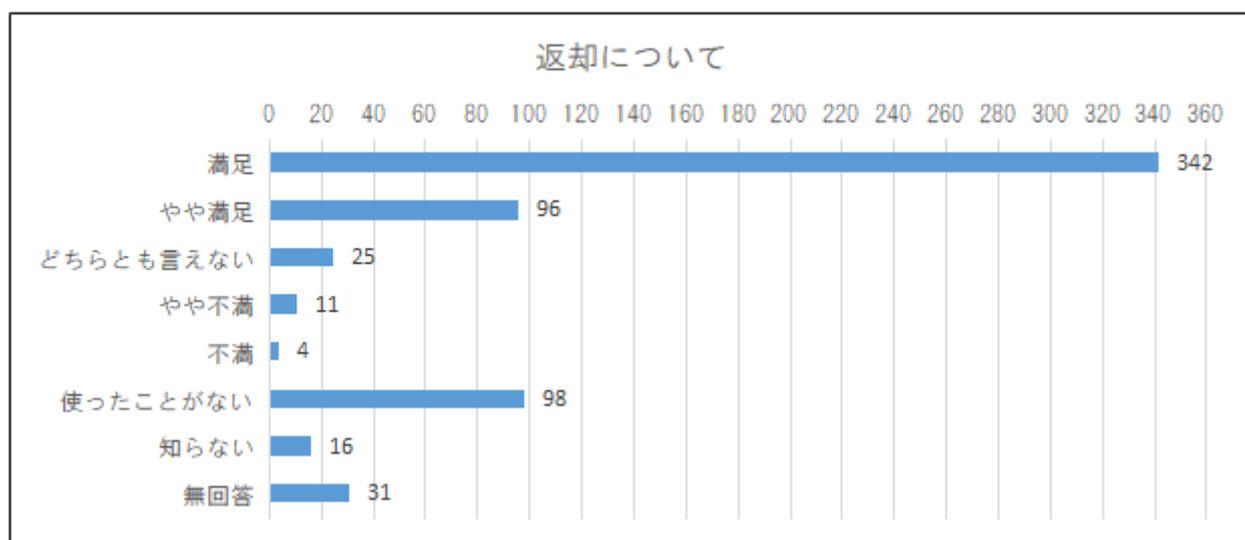
【ご意見】

- 冊数を増やしてほしい  
(10冊→15冊)
- CDとDVDの貸出点数を増やしてほしい(5点くらい)
- 借りられる冊数が10冊は多い

C. 返却について(1つ選択)

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
342	96	25	11	4	98	16	31



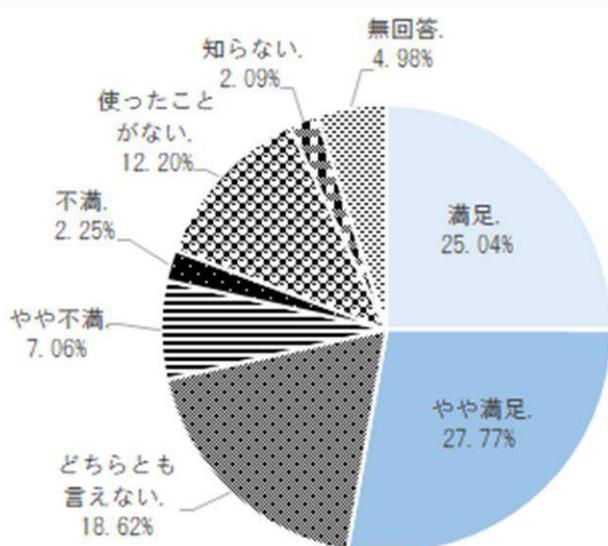
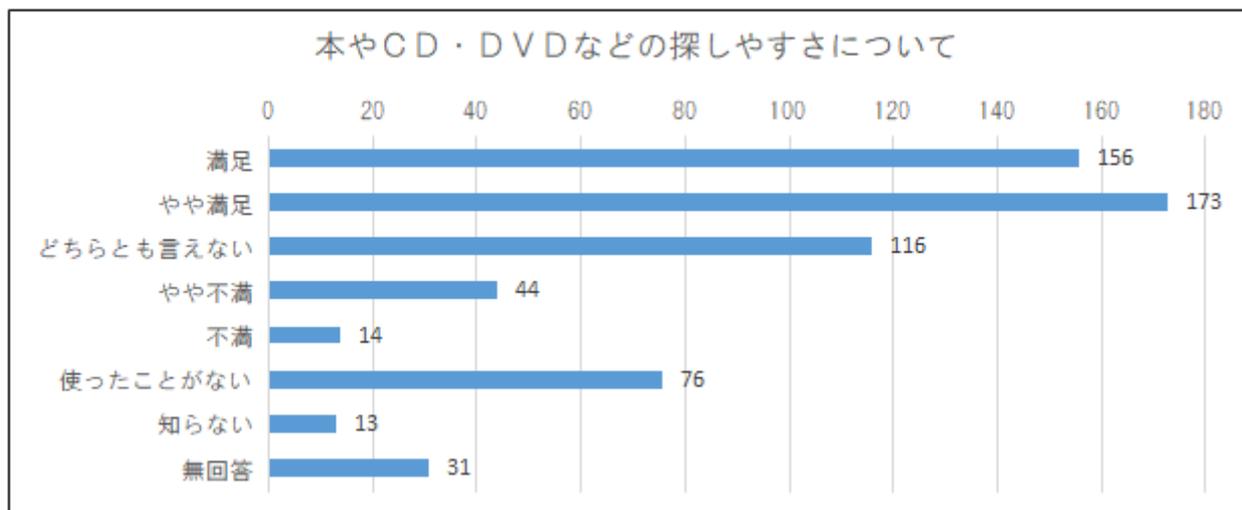
【ご意見】

- アルカス土浦の自動返却機が1台のため、混雑する
- 分館で返したものをアルカス土浦の図書館に戻るようにしてほしい
- イオンモール土浦に返却ポストを置いてほしい
- 駐車場に返却ポストを置いてほしい
- 返却日をメールしてほしい

D. 本やCD・DVDなどの探しやすさについて（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
156	173	116	44	14	76	13	31



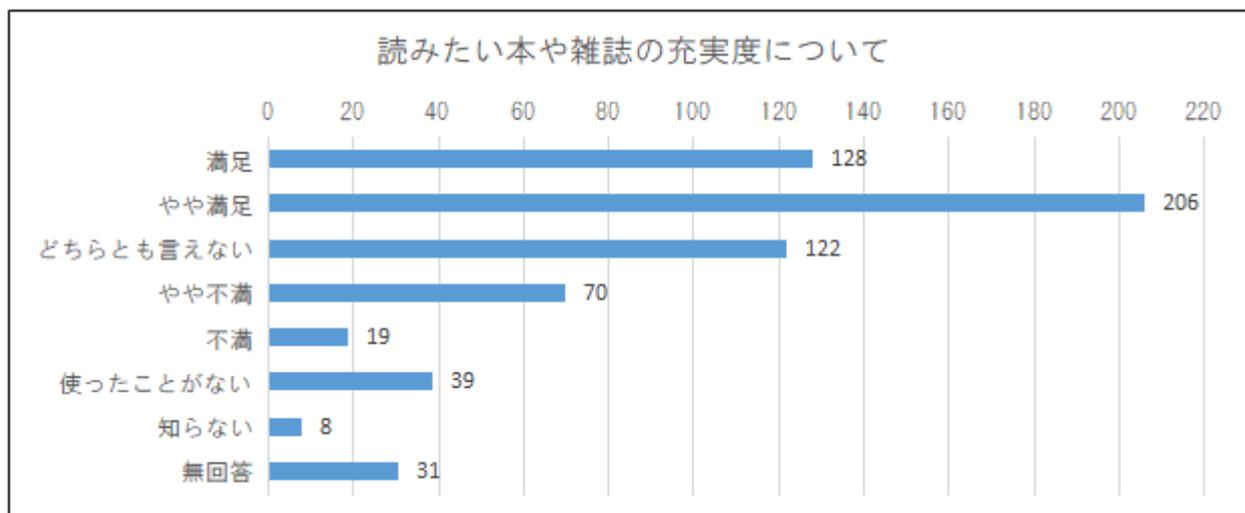
【ご意見】

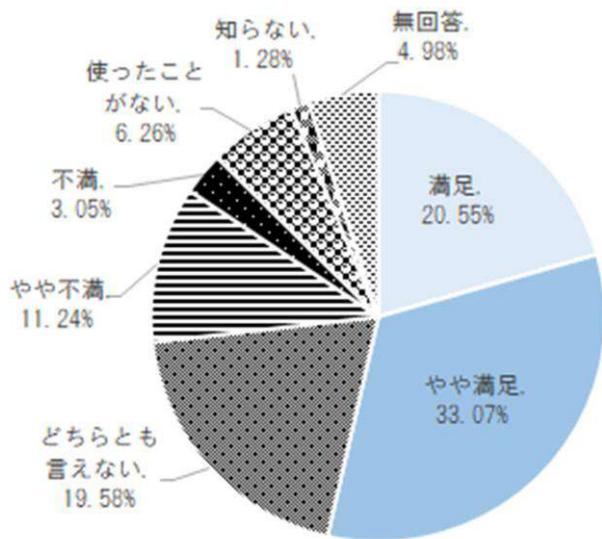
- キーワード検索ができない
- 同じ著者が分類によって配置が違うのがわかりにくい
- 棚の番号を本の背表紙に入れてほしい
- 検索機のレシートに棚番号、階数を印字してほしい
- 検索機で絞り込み検索ができると便利
- 自動書庫の本が多く、不便だもったいない
- CD・DVDにインデックスが少ない
- CDの番号が小さく見づらい
- ロフトの本が取りづらい
- コミックを2階に置いてほしい

E. 読みたい本や雑誌の充実度について（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
128	206	122	70	19	39	8	31





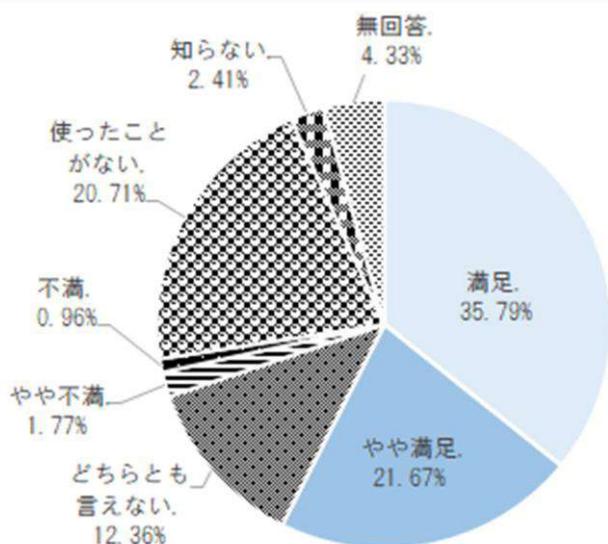
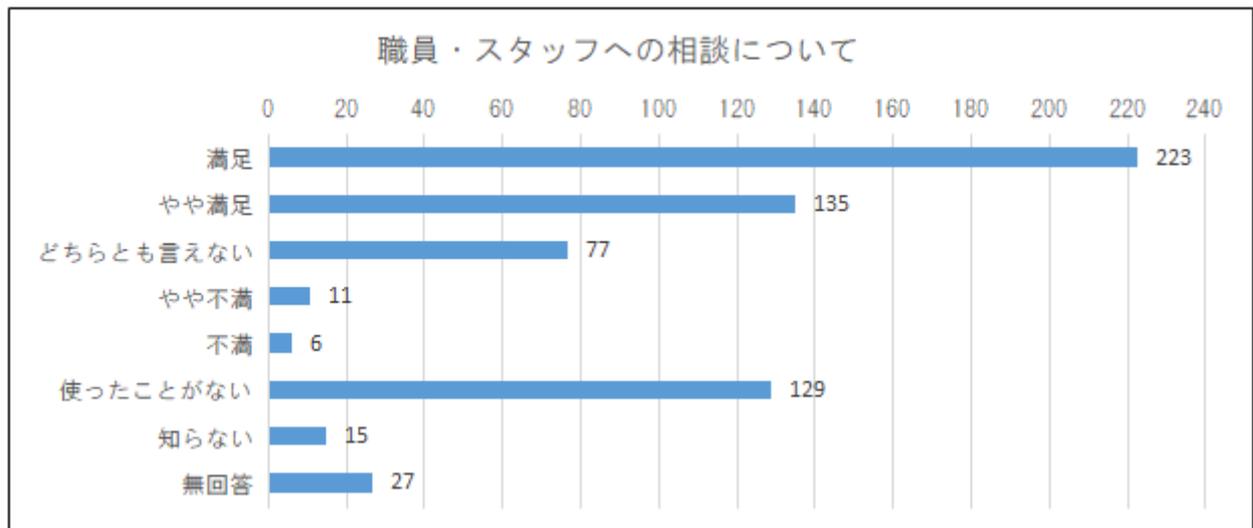
【ご意見】

- 本の冊数を増やしてほしい（新刊）
- 雑誌のリクエストを受けてほしい（雑誌のタイトルの見直し、ジャンルの充実を求む）
- コミックをもっと置いてほしい
- 分館にも雑誌・新聞、CD・DVDを置いてほしい
- 予約の多い本は複本を増やしてほしい
- アーティストのCD・DVDを買ってほしい
- 地域資料の充実
- 専門書、全集、古典（名著）が少ない
- パネルシアターの貸出希望

F. 職員・スタッフへの相談について（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
223	135	77	11	6	129	15	27



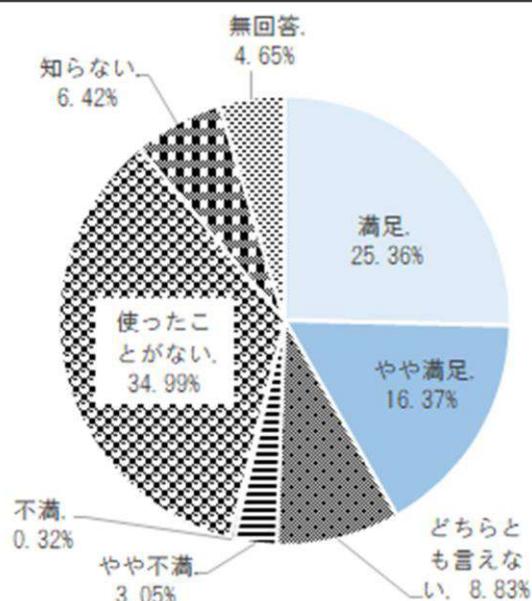
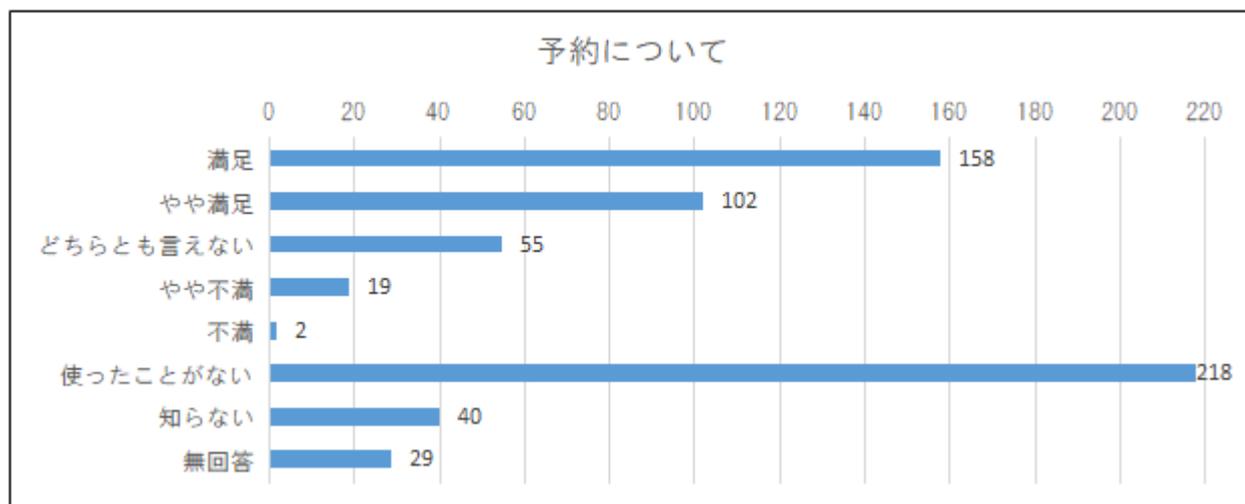
【ご意見】

- 丁寧な対応に感謝している
- 長時間になるときは、駐車券の無料化を長くしてほしい
- 相談カウンターに人がいない

G. 予約について（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
158	102	55	19	2	218	40	29



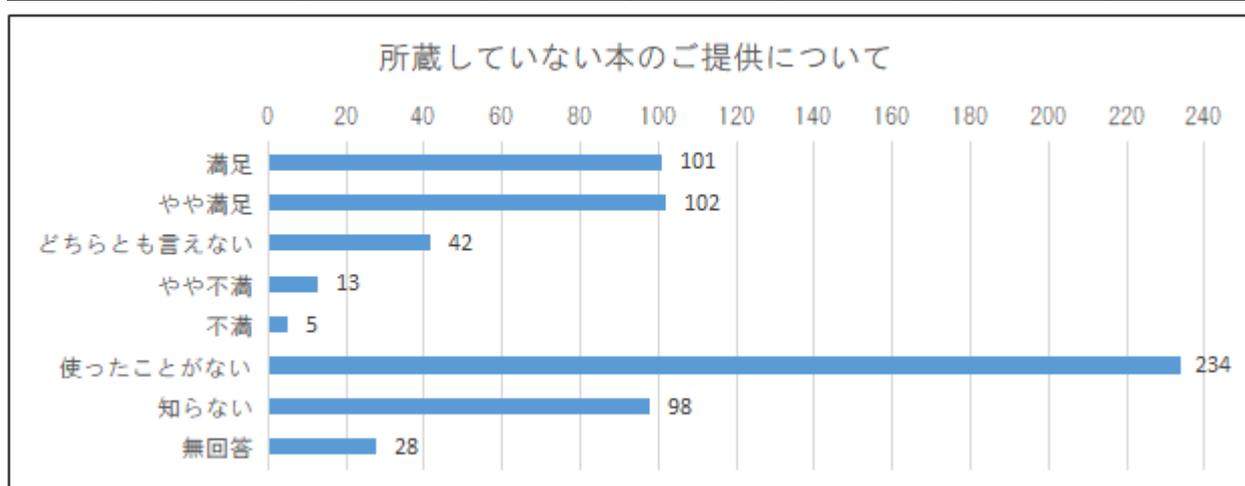
【ご意見】

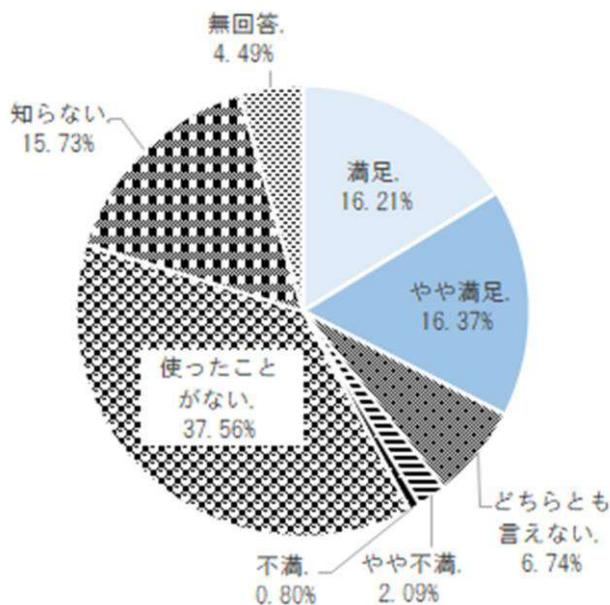
- 予約の順位がわかるといい
- 返却予定日を教えてほしい
- 市外利用者もHPから予約したい  
(運用開始済)
- web予約の件数を増やしてほしい  
(10冊→20冊希望)
- 予約のある本を延滞しないように注意喚起してほしい
- 予約本を配達してほしい

H. 所蔵していない本のご提供について（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
101	102	42	13	5	234	98	28





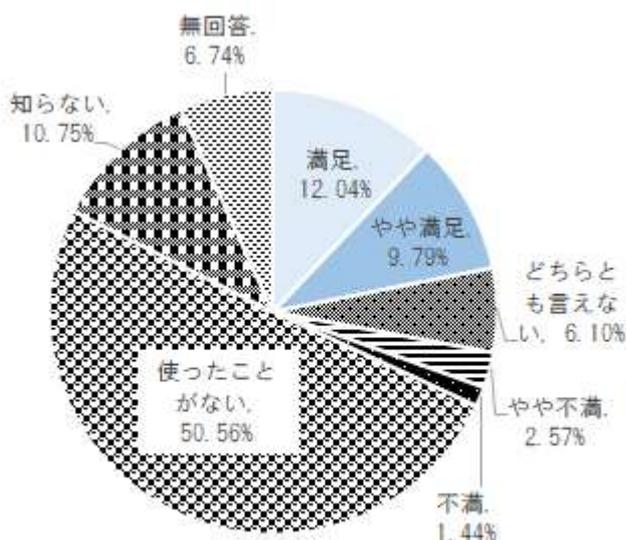
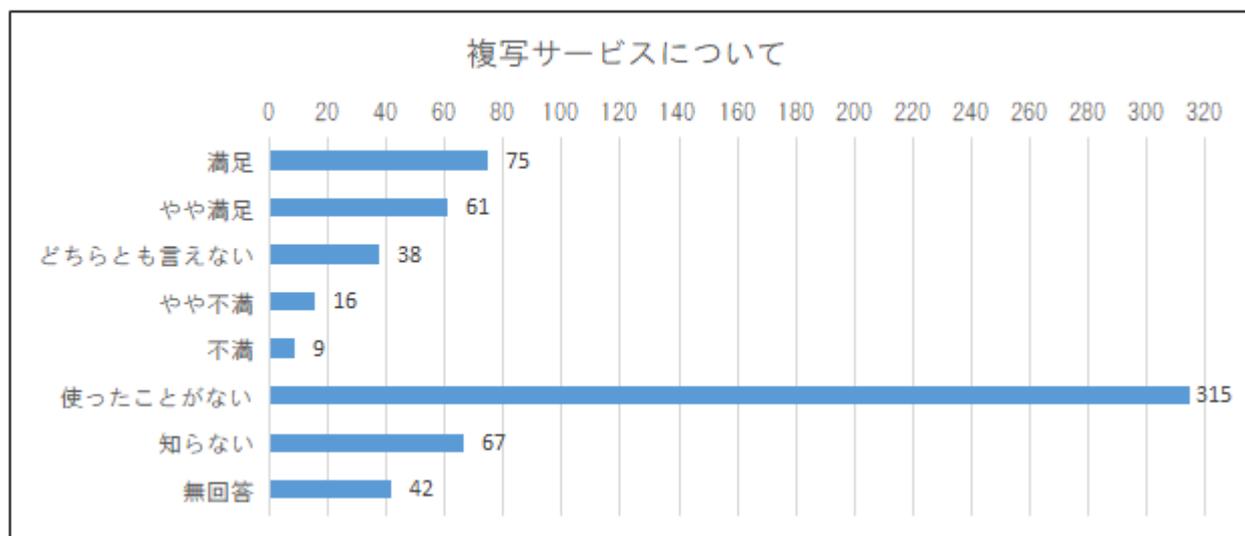
【ご意見】

- リクエストできる本の出版年を1年以内から3年以内にしてほしい
- ホームページから申請できるようにしてほしい
- 1か月あたりの件数を増やしてほしい
- CD・DVDの申請を受けてほしい
- 大学図書館の本をもっと借りやすくしてほしい

I. 複写サービスについて（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
75	61	38	16	9	315	67	42



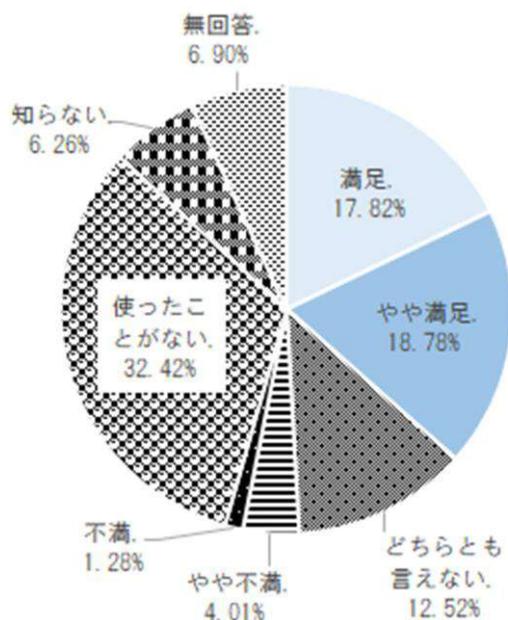
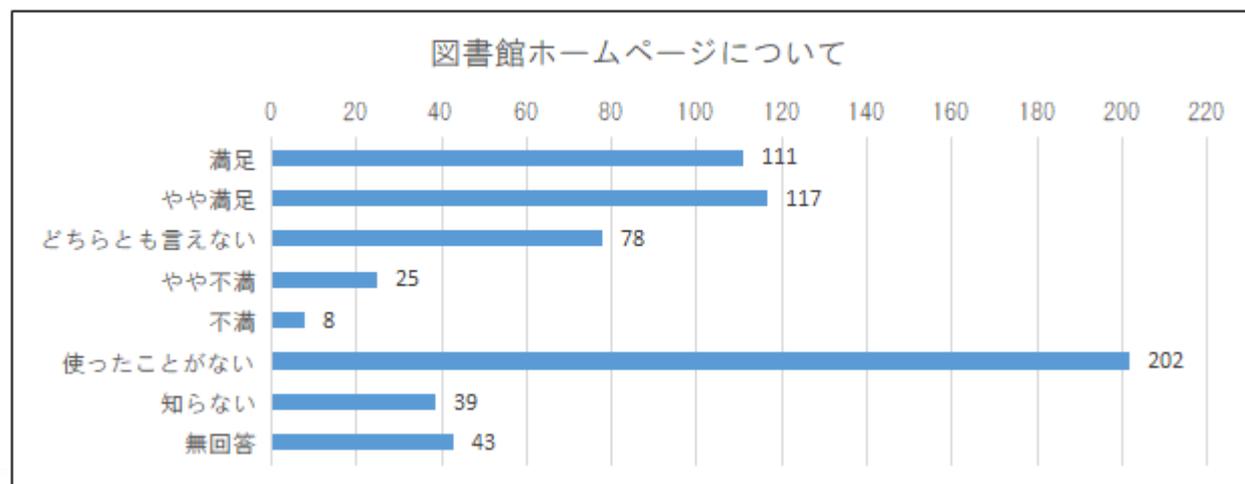
【ご意見】

- コピー代が高い
- 用紙を白くしてほしい（運用開始済）
- 資料によっては職員に頼んでいるが、すべて自分でできるようにしてほしい
- 領収書を出してほしい（運用済）
- 雑誌の最新号をコピーしたい
- DVDのパッケージをコピーできるようにしてほしい
- 私物もコピーできるようにしてほしい

J. 図書館ホームページについて（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
111	117	78	25	8	202	39	43



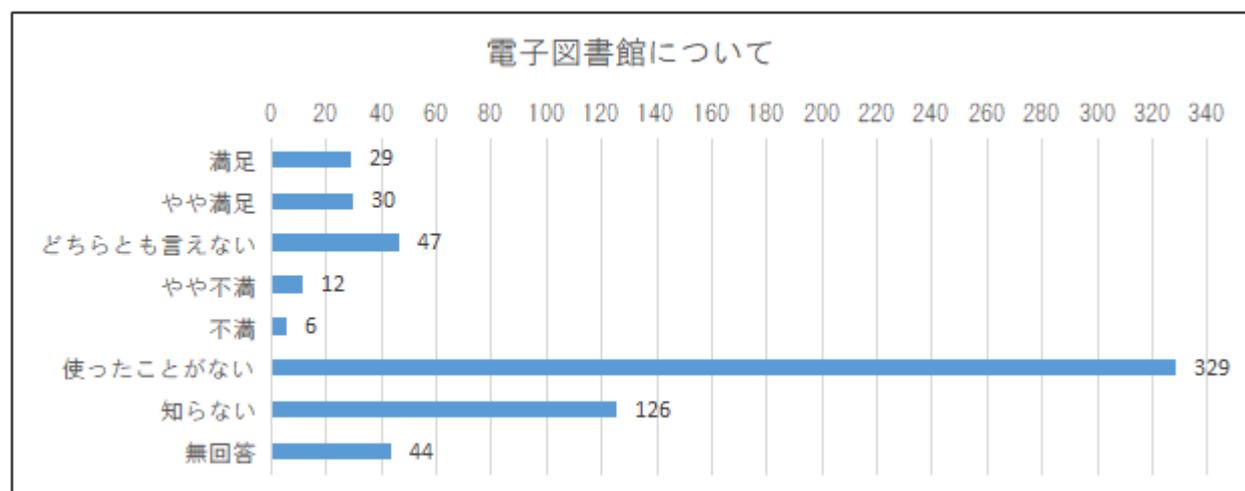
【ご意見】

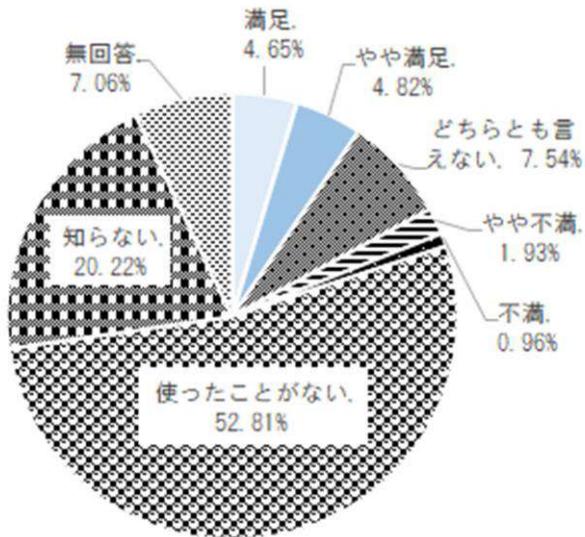
- 図書館カレンダーを載せてほしい（掲載済）
- 常に最新の情報にしてほしい
- 館内の様子が見えるようにしてほしい
- キーワード検索にアクセスしにくい
- ISBNで検索したい
- 字・ボタンが小さい
- 利用者メニューで貸出履歴を記録できるようにしてほしい

K. 電子図書館について（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
29	30	47	12	6	329	126	44





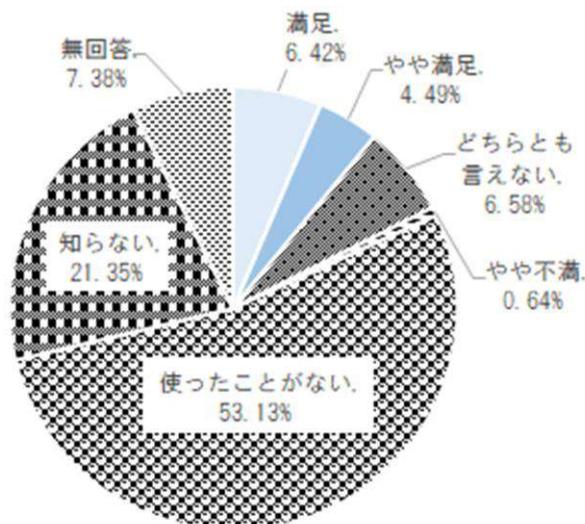
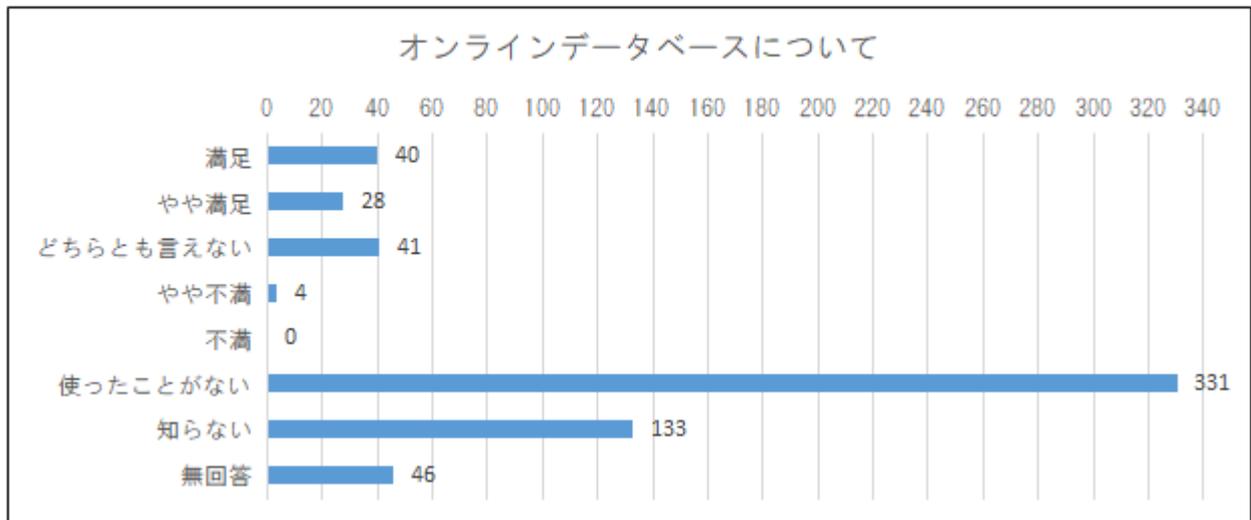
【ご意見】

- 冊数を増やしてほしい
- 検索方法がわからない
- 情報が少ない

L. オンラインデータベースについて（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
40	28	41	4	0	331	133	46



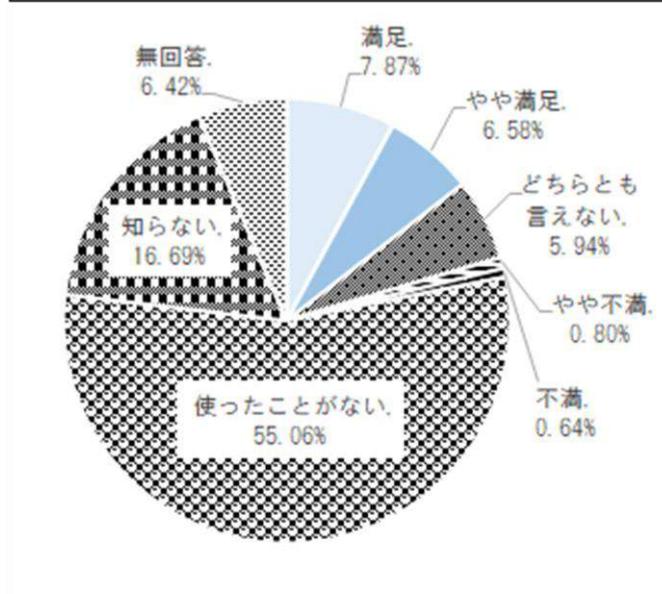
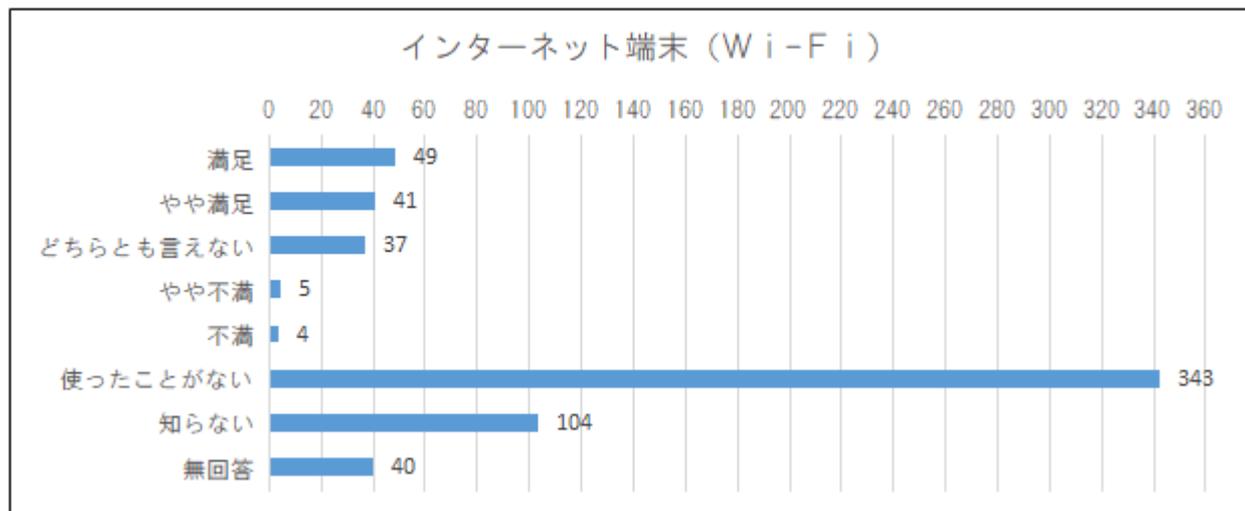
【ご意見】

- 座席を増やしてほしい

M. インターネット端末 (Wi-Fi) (1つ選択)

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
49	41	37	5	4	343	104	40



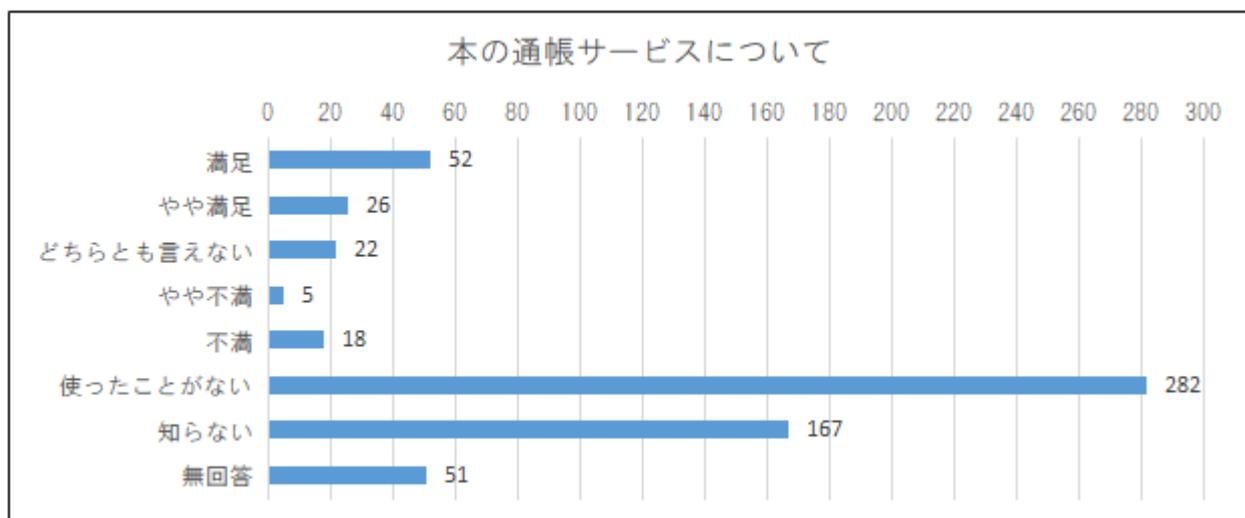
【ご意見】

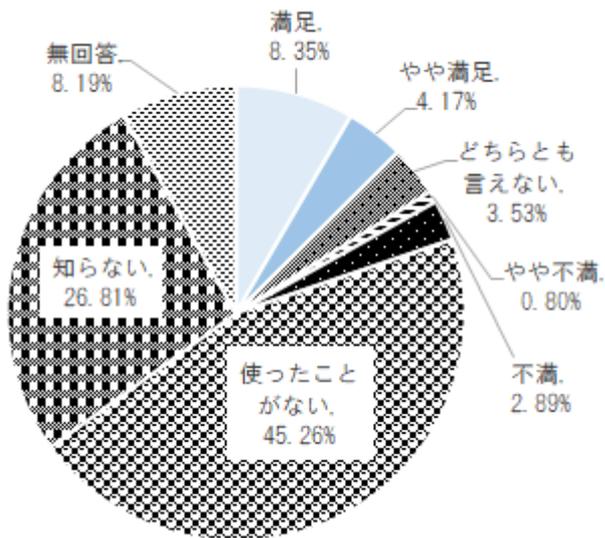
- Wi-Fi がつながらない (多数)
- Wi-Fi のパスワードをわかりやすく掲示してほしい
- 分館でも Wi-Fi が使えるようにしてほしい
- 研究個室には、専用の Wi-Fi があると便利

N. 本の通帳サービスについて (1つ選択)

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
52	26	22	5	18	282	167	51





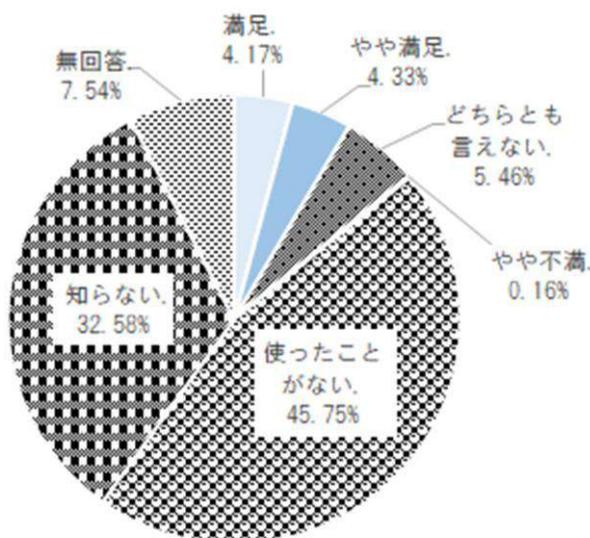
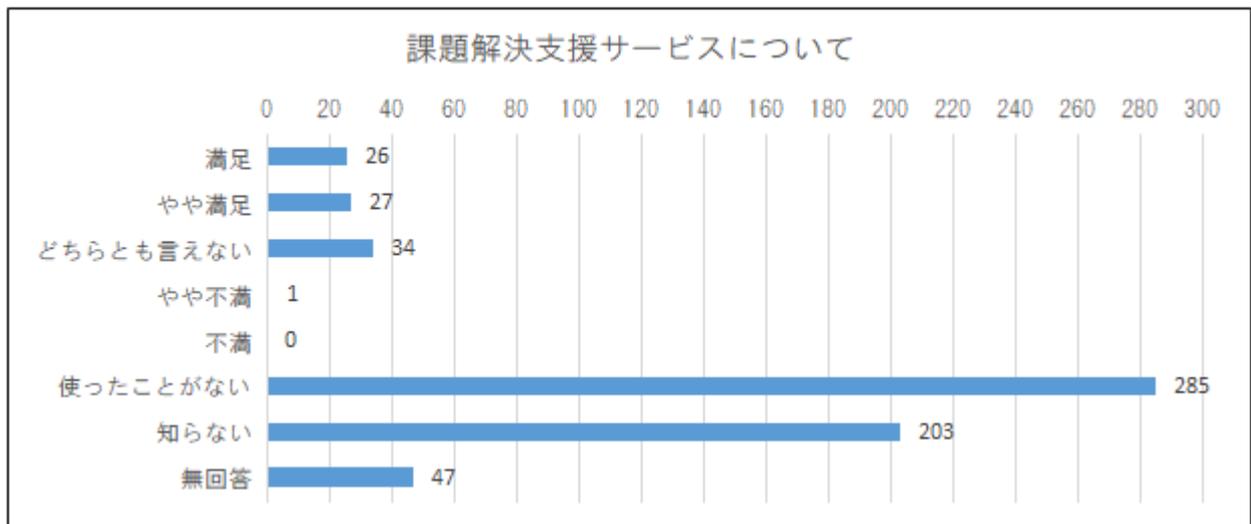
【ご意見】

- 大人も使えるようにしてほしい (13件)
- 記帳機を増やしてほしい
- 障害者にも作ってほしい
- 自動貸出機と連動させてほしい
- 図書館の秘密の保護に不安がある
- 分館でも使えるようにしてほしい

〇. 課題解決支援サービスについて (1つ選択)

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
26	27	34	1	0	285	203	47



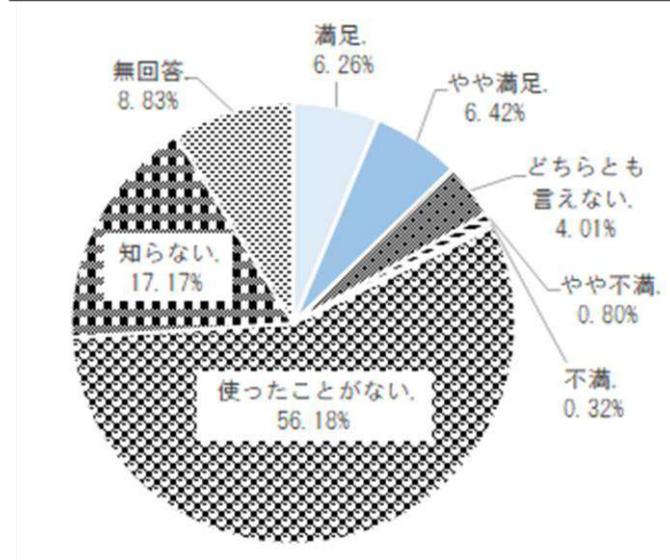
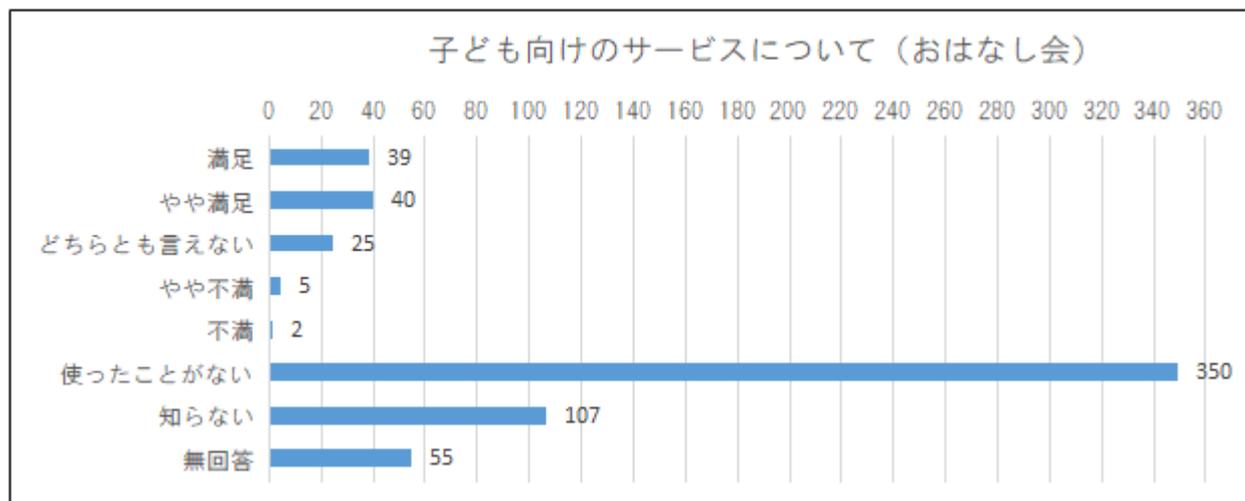
【ご意見】

- もっと活用できるように宣伝してほしい

P. 子ども向けのサービスについて（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
39	40	25	5	2	350	107	55



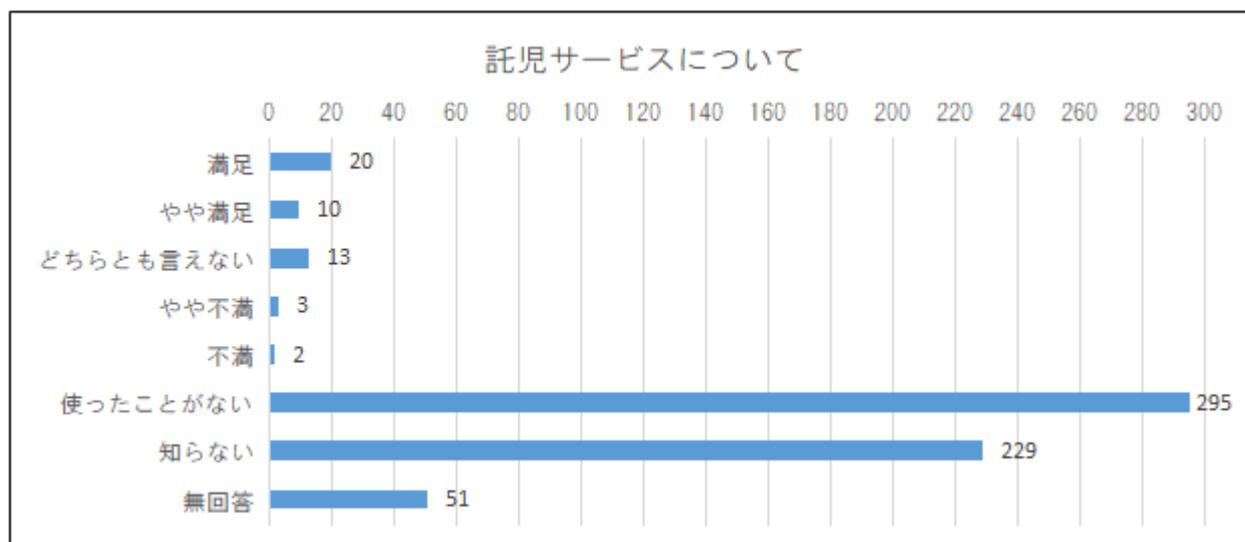
【ご意見】

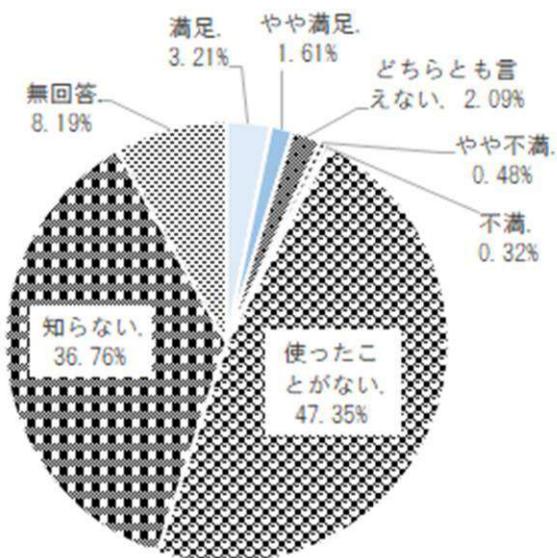
- おはなし会
  - 回数を増やしてほしい
  - もう少し長くしてほしい
  - 聞き取りにくい
- 工作教室をやってほしい
- イベントを増やしてほしい

Q. 託児サービスについて（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
20	10	13	3	2	295	229	51





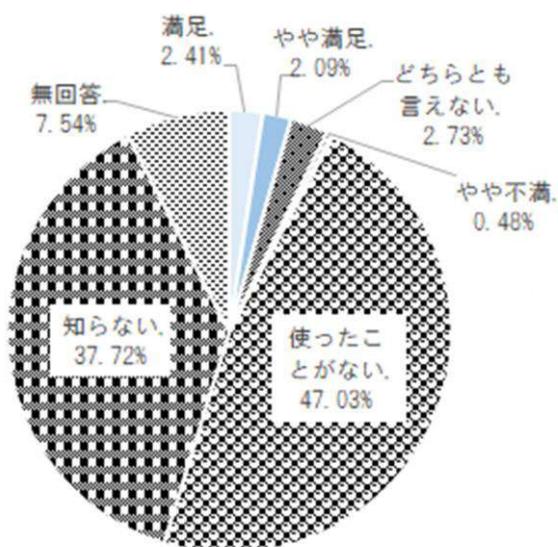
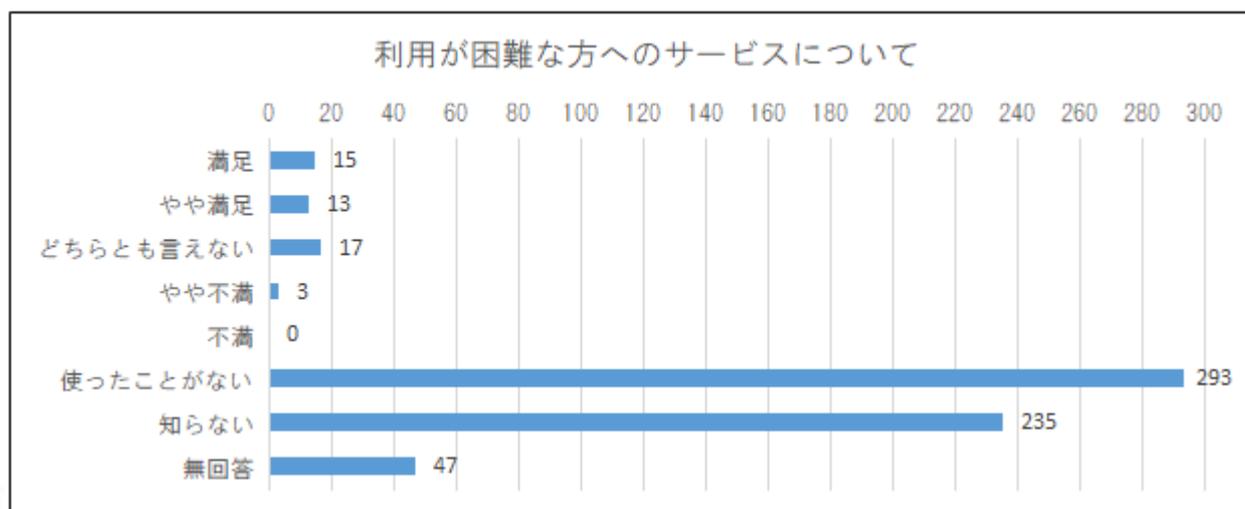
【ご意見】

- 日数を増やしてほしい
- 時間を長くしてほしい
- 土日もあると助かる
- 無料を守ってください
- 保育士さんが優しく、とてもありがたい
- 泣いたら切り上げられた

R. 利用が困難な方へのサービスについて（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
15	13	17	3	0	293	235	47

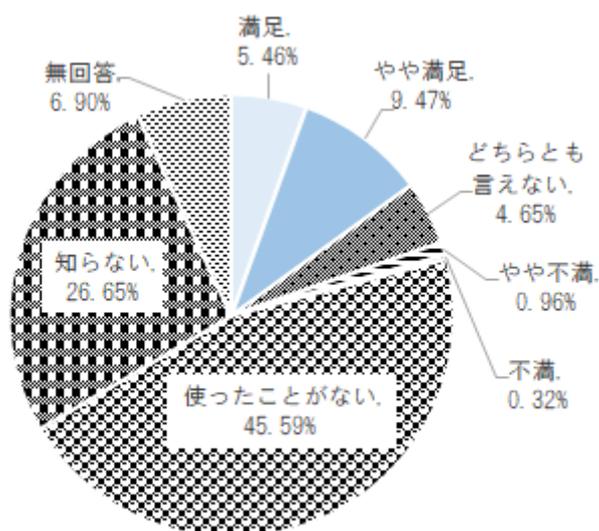
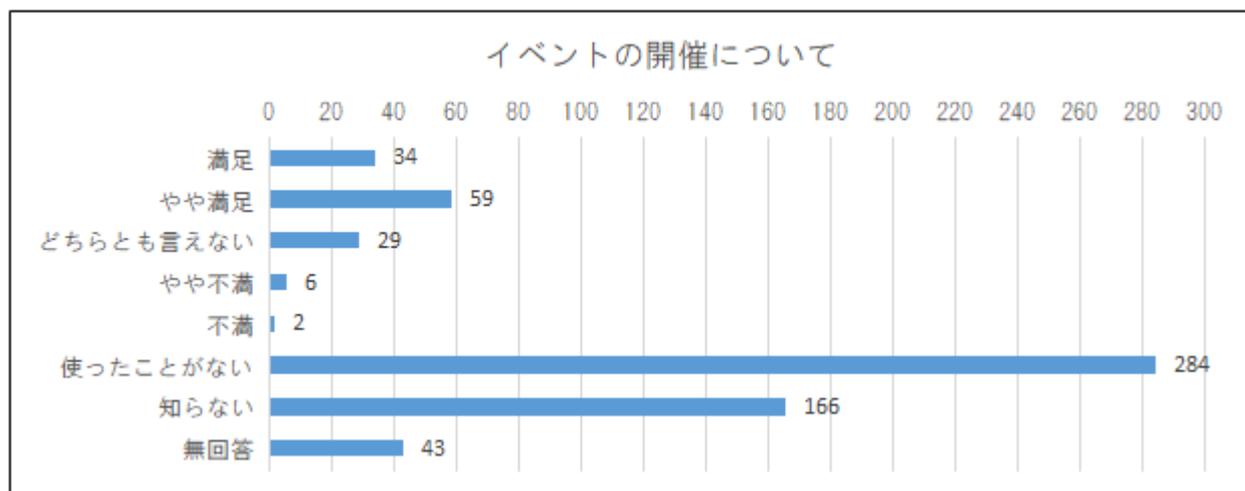


【ご意見】

- 誘導や電子図書館の情報をもっと知りたい
- 知らなかった
- サービスについて、アピールが足りない

S. 読書週間や図書館フェスなどのイベントの開催について（1つ選択） 回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
34	59	29	6	2	284	166	43



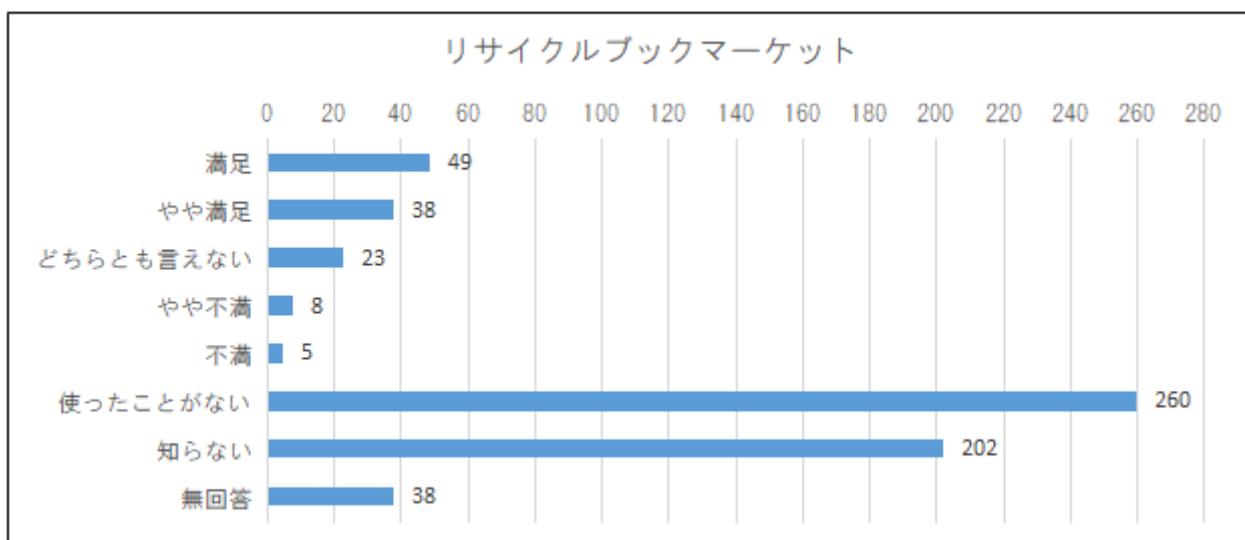
【ご意見】

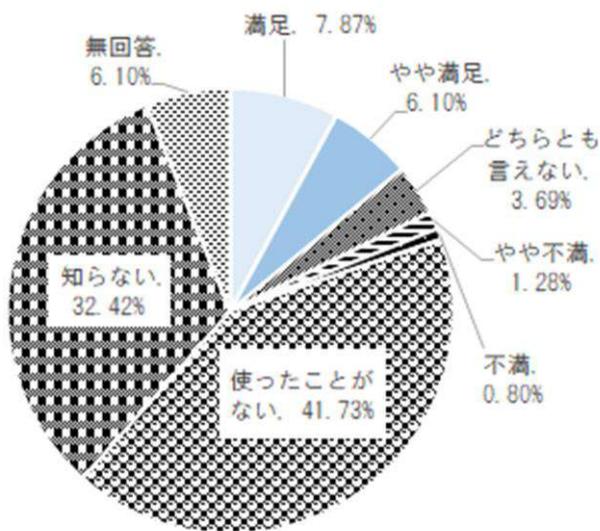
- シークレットブックをまた実施してほしい
- ビブリオバトルを再開してほしい
- 汚破損本の展示は肝に銘じた部分がありました
- 川柳は投票もできてとても楽しめた
- コンサートを積極的にやってほしい
- 回数を増やしてほしい
- イベント・掲示物には満足している

T. リサイクルブックマーケット（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
49	38	23	8	5	260	202	38





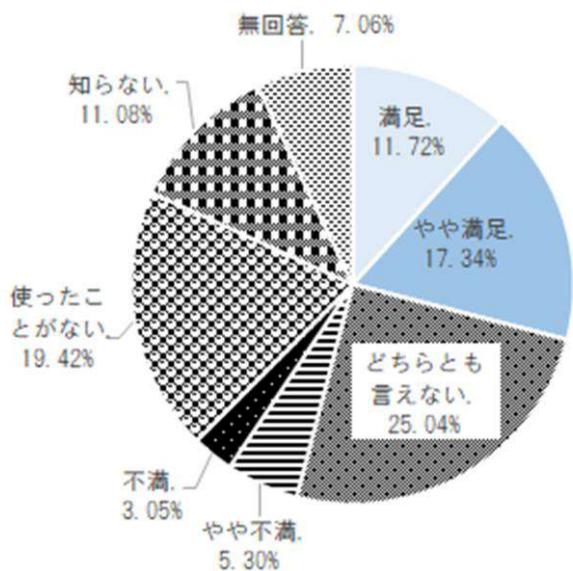
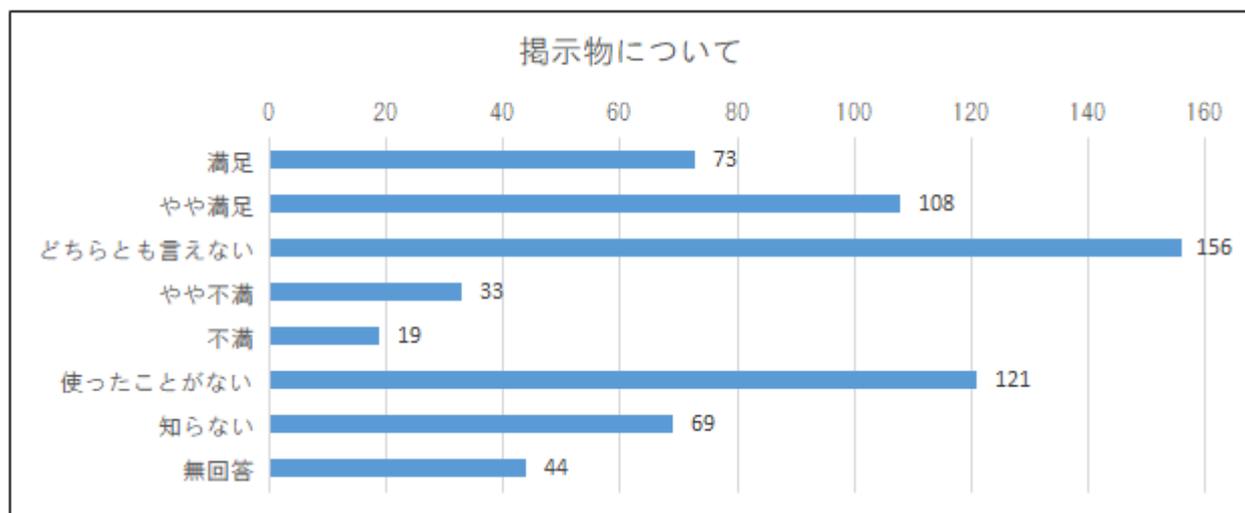
【ご意見】

- 回数を増やしてほしい
- 半年に1回やってほしい
- 大人と子どもをわけてほしい
- 入場定員を増やしてほしい
- 平日に開催してほしい
- 予定を早めに知らせてほしい（年始）

U. 掲示物について（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
73	108	156	33	19	121	69	44



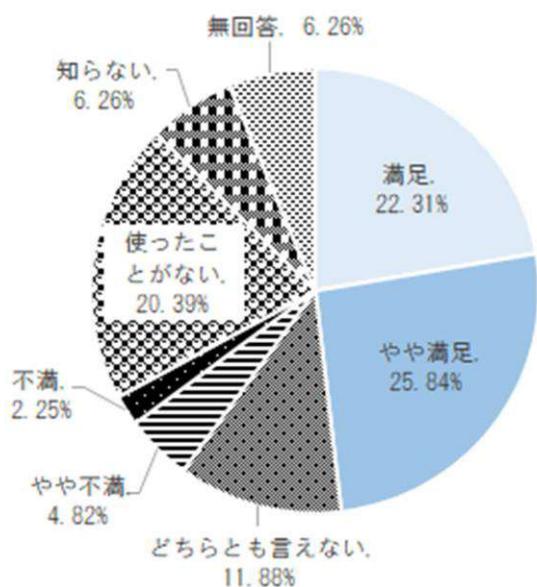
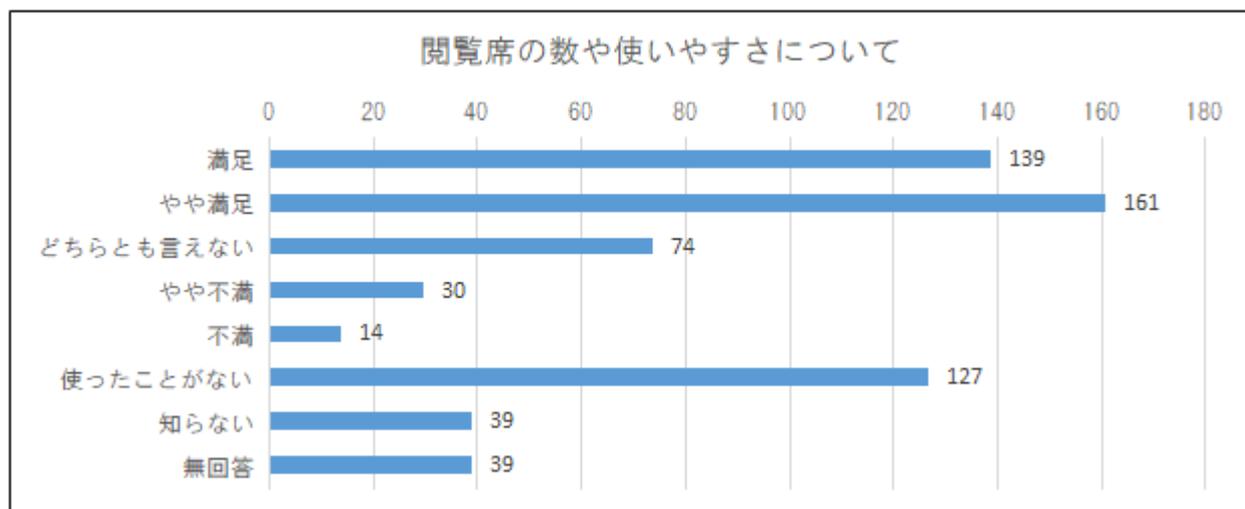
【ご意見】

- 休館の表示がわかりにくい  
（入口まで来ないとわからない）
- 自治体関連と関係団体が混在している
- 自主的な活動のチラシを置いてほしい
- JRやバスの時刻表を掲示してほしい
- 新刊情報を掲示してほしい

V. 閲覧席の数や使いやすさについて（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	使ったことがない	知らない	無回答
139	161	74	30	14	127	39	39



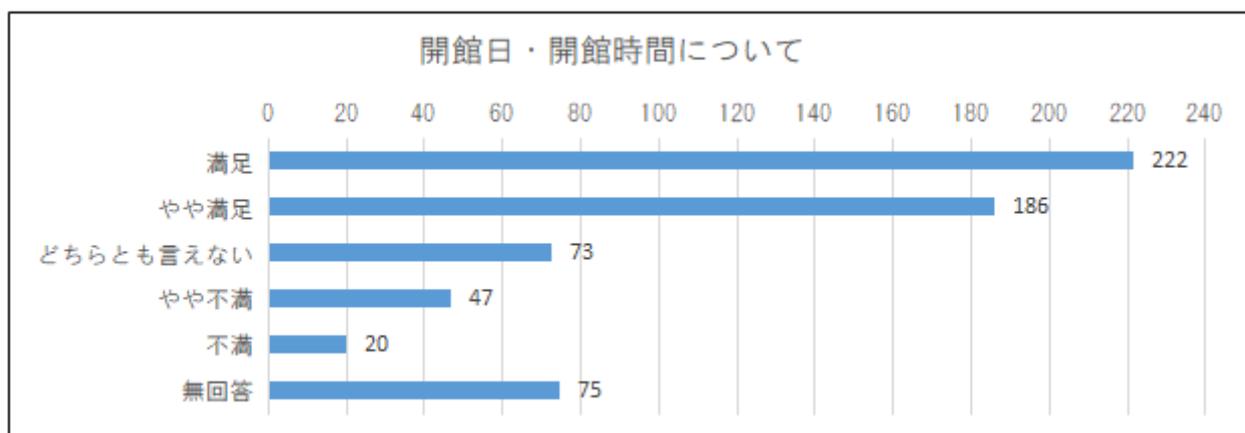
【ご意見】

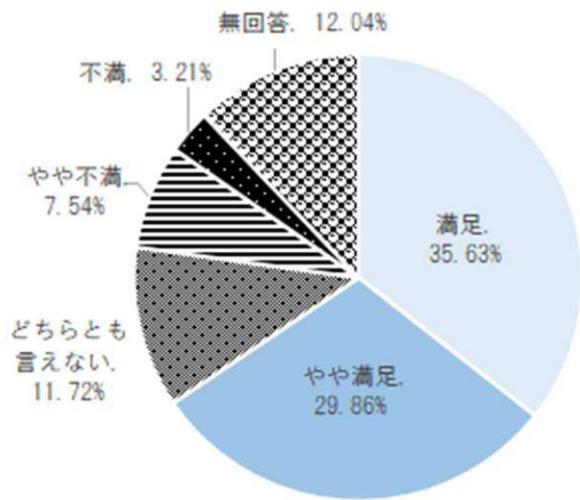
- 飲食可能な席がわかりづらい
- 3階の自習可能席を増やしてほしい
- 学習室が混雑しているとき、開放する部屋を増やしてほしい
- フリースペースが欲しい
- データベース席のイスが座りにくい
- 動画が見られる座席がほしい
- 電源がとれる座席を増やしてほしい
- 私語をもっと注意してください
- 分館の閲覧席を充実してほしい

W. 開館日・開館時間について（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
222	186	73	47	20	75





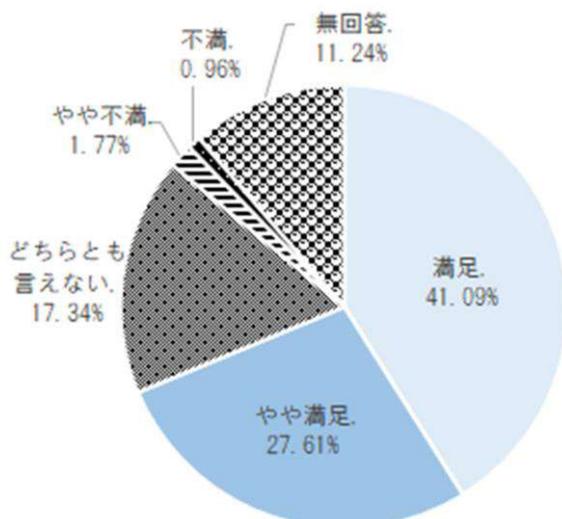
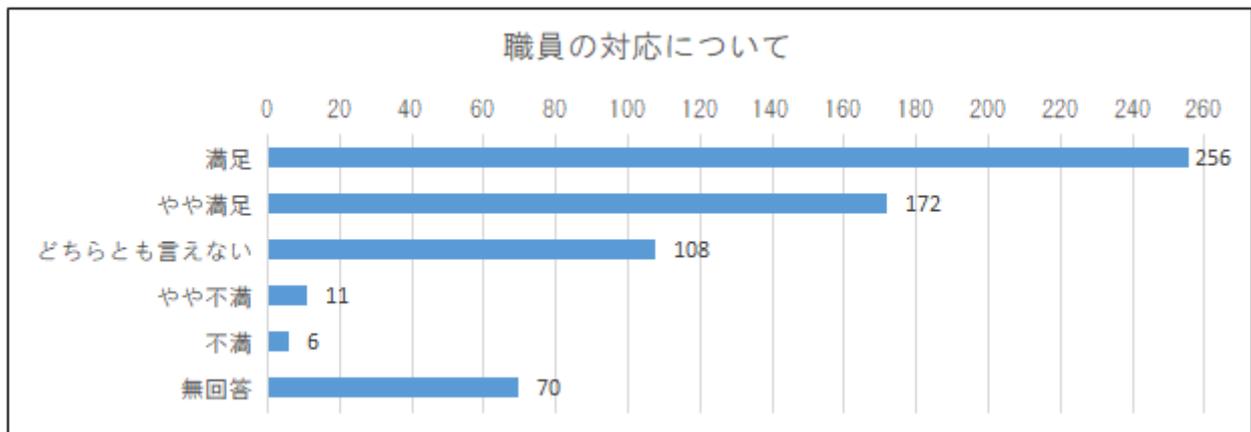
【ご意見】

- 開館時間は9時にしてほしい
- 土日は9時から開館してほしい
- 平日は21時まで開館してほしい
- 土日も20時まで開館してほしい
- アルカス土浦と分館の休館日をずらしてほしい
- 月曜日も開館だとありがたい

X. 職員の対応について（1つ選択）

回答数623人

満足	やや満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
256	172	108	11	6	70



【ご意見】

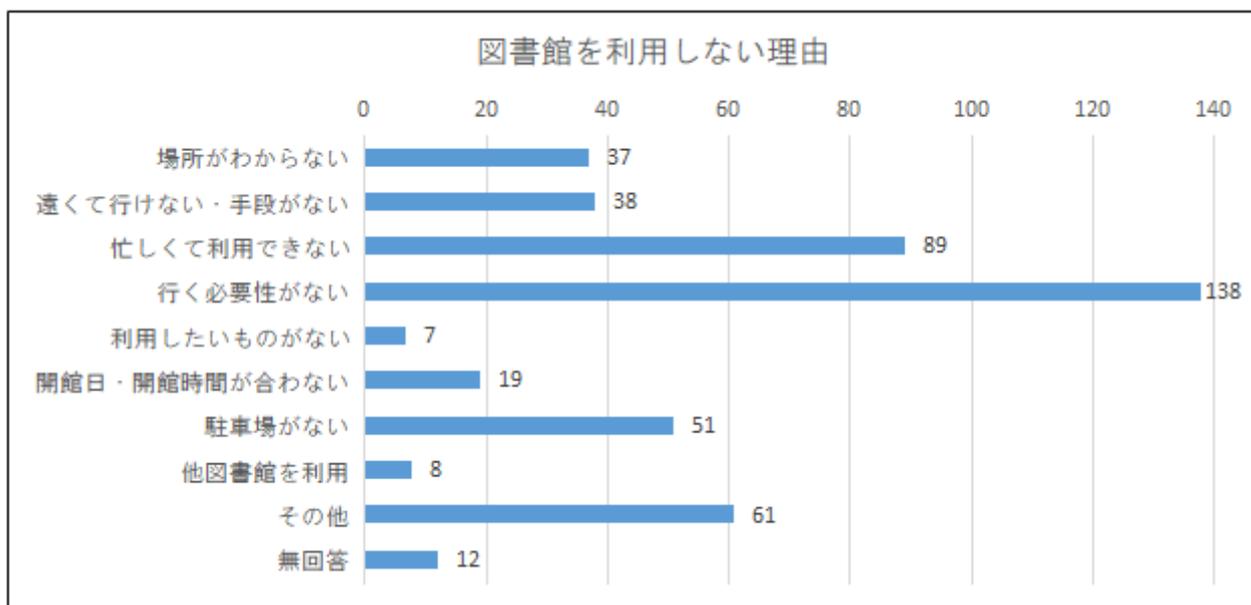
- いつも丁寧で感謝している
- 対応が迅速ですばらしい
- パソコンに詳しくない高齢者には手を貸してほしい
- カウンターでの対応を統一してほしい
- 自動書庫の出庫の対応に不満がある
- 駐車券の無料化も丁寧にしてほしい
- 巡回を強化し、私語に対応してほしい
- 司書の力で駅前を盛り上げてほしい

### 1.2 土浦市の図書館を利用しない理由（複数回答）

回答数 313 人

場所がわからない	遠い・手段がない	忙しくて利用できない	行く必要性がない	利用したいものがない
37	38	89	138	7
開館日・時間が合わない	駐車場がない	他図書館を利用	その他	無回答
19	51	8	61	12

※その他…本は購入している（多数）、駅前の混雑が嫌、感染症が心配、優先順位が低い、存在自体知らない、関心がない、本の共有が嫌、スマホの情報で足りる、不便、単に行けていない 等

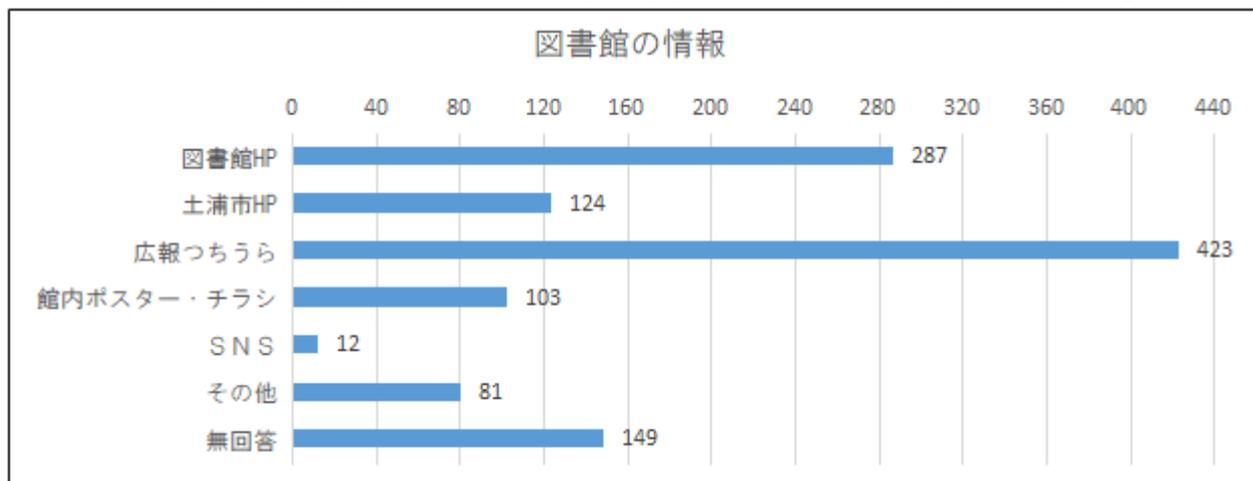


### 1.3 図書館の情報源（複数回答）

回答数 936 人

図書館ホームページ	土浦市ホームページ	広報つちうら	館内ポスター・チラシ
287	124	423	103
SNS (twitter・instagram・facebook 等)		その他	無回答
12		81	149

※その他…情報は見ない（多数）、見たことがない・PR不足（多数）、家族・友人からの情報、茨城県図書館情報ネットワーク、校外学習、カウンター（来館）で直接 等

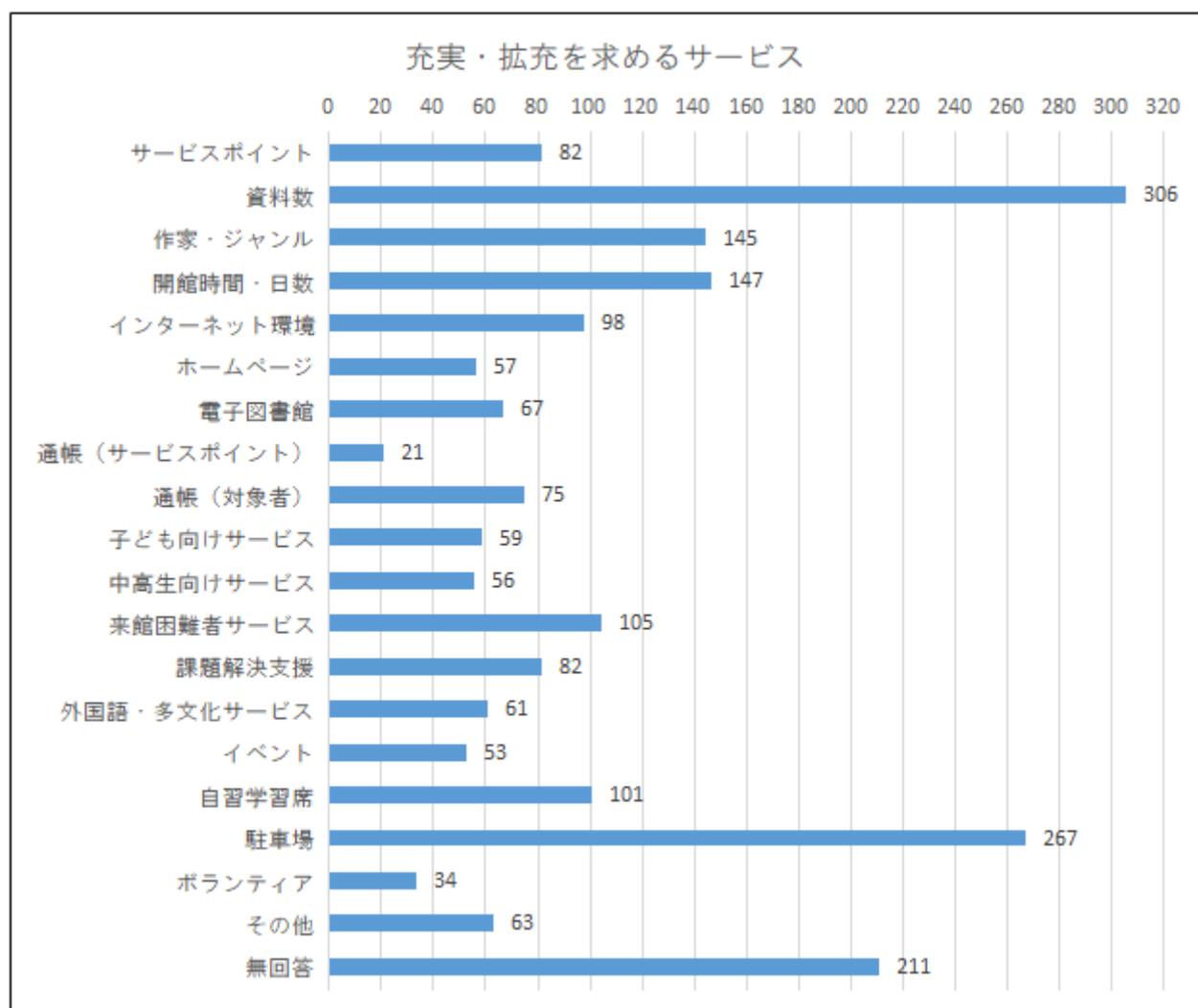


1 4 図書館に充実・拡大を求めるサービス（複数回答）

回答数936人

サービスポイント	資料数	作家・ジャンル	開館時間・日数	インターネット環境
82	306	145	147	98
ホームページ	電子図書館	通帳（SP）	通帳（対象者）	子ども向けサービス
57	67	21	75	59
中高生向けサービス	来館困難者サービス	課題解決支援	外国語・多文化	イベント
56	105	82	61	53
自習学習席	駐車場	ボランティア	その他	無回答
101	267	34	63	211

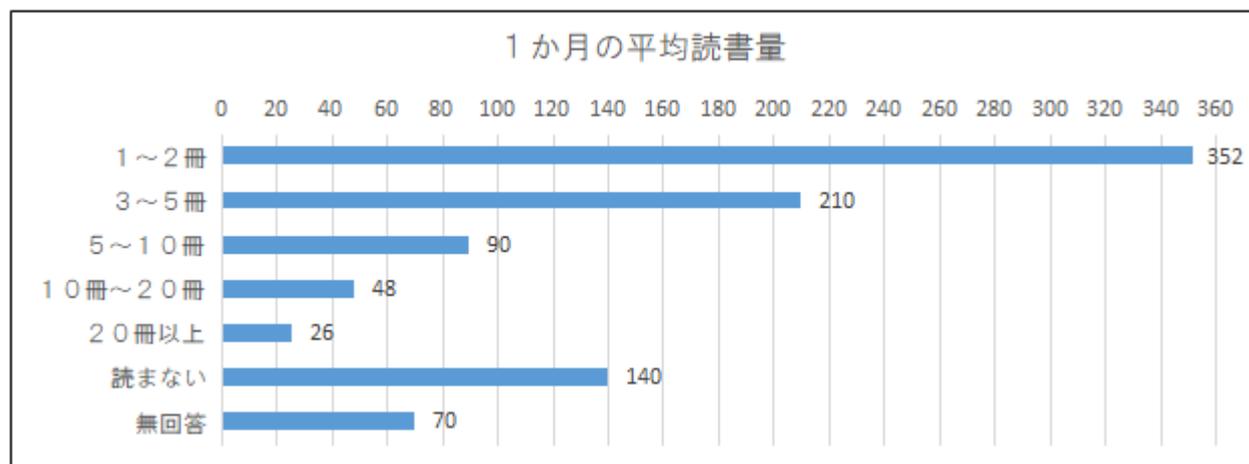
※その他…特になし（多数）、地元出身者の出版物・地域資料、カフェの設営、パスワード利用の拡大（運用開始済）、分館の開館時間延長、児童向け図鑑の充実、貸出履歴の閲覧、他市住民の予約件数拡大 等



15 1か月の平均読書量（1つ選択）

回答数936人

1～2冊	3～5冊	5～10冊	10冊～20冊	20冊以上	読まない	無回答
352	210	90	48	26	140	70

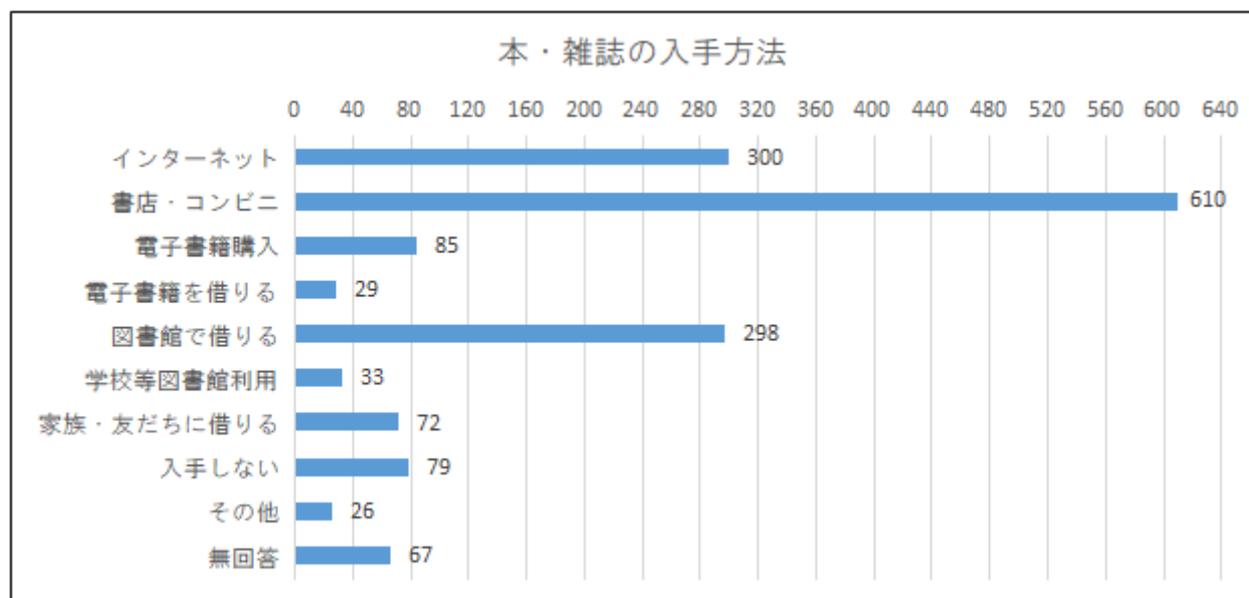


16 本・雑誌の入手方法（複数回答）

回答数936人

インターネット	書店・コンビニ	電子書籍購入	電子書籍を借りる	図書館で借りる
300	610	85	29	298
学校等図書館利用	家族・友だちに借りる	入手しない	その他	無回答
33	72	79	26	67

※その他…古本屋で購入（多数）、定期購読（郵送）。アプリのサブスク 等

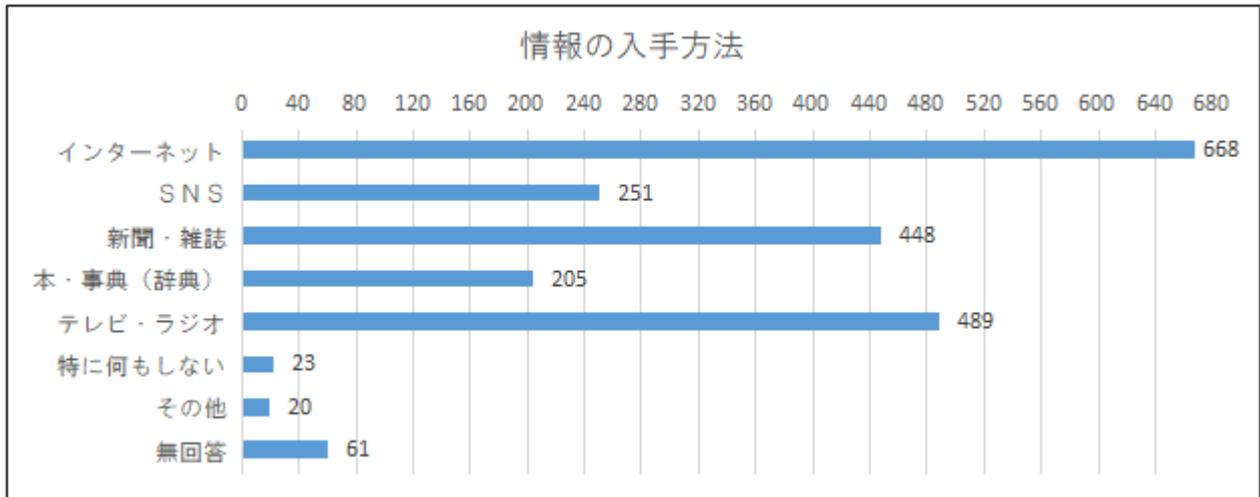


17 情報の入手方法（複数回答）

回答数936人

インターネット	SNS	新聞・雑誌	本・事典（辞典）
668	251	448	205
テレビ・ラジオ	特に何もしない	その他	無回答
489	23	20	61

※その他…家族・友人（多数）、図書館



### 1.8 駅前に図書館ができたことについて（複数回答）

回答数 936人

学習の場が広がった	334	駅周辺が賑わってきた	250
駅前に行くようになった	78	図書館に行くようになった	102
図書館に行ったことがない	234	図書館ができたことを知らない	47
駅前が賑わったとは感じられない	180	図書館に行かなくなった	61
その他	54	無回答	88

※その他…駐車場が使いにくい・駐車料金を払いたくない（多数）

建物も本も綺麗（快適）になって、活気が出てきた（多数）

図書館のついでに駅ビル・市役所に行くようになった

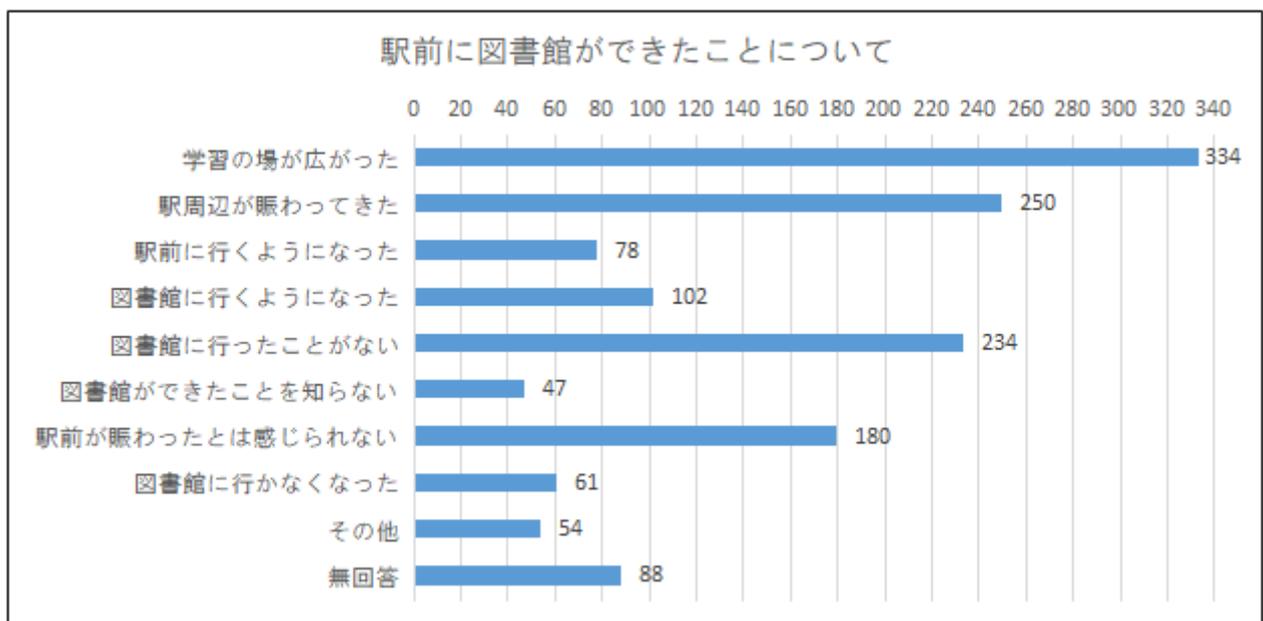
図書館に行く子どもの割合が増え、学力の向上を感じている

駅前で、電車待ちや待ち合わせまでの時間が過ごせるようになった

地区間の情報格差が広がった（分館の充実を希望する）

高校生のたまり場のようで雰囲気が悪くなった

等



## 【自由記載】※主なご意見

### ■ 施設について

- 明るく清潔な館内の環境が保たれていて有難い
- 図書館大好きなので、ずっと続いてほしいです
- 快適で本も充実している（新しい）のでよく利用していて助かっています
- 昭和60年からずっと使っている、アルカス土浦が開館してから利用頻度が増えた
- グループワークのできるラーニングコモンズがあると良い
- 電話で通話が可能な場所を作ってほしい
- 座席の間にパーテーションを置いてほしい
- 館内にカフェコーナーがあるといい（軽食の提供があると嬉しい）
- トイレの手洗い場の水圧が低い
- 自習可能な席を増やしてほしい
- 閲覧席（読書席）を増やしてほしい
- 雨が降ると滑って危ない（ステップガーデン）

### ■ 貸出・返却について

- 自動貸出機がいい
- 3階に自動貸出機がほしい
- 自動返却機を増やしてほしい（1台では並ぶ）
- 1階に返却ポストを置いてほしい
- 全国の人に貸出をするのは市民にとって不利だと思う

### ■ 接客（窓口・巡回）について

- 新聞は2紙持っている人、3階以外で読んでいる人を注意してほしい
- 座席確認表（不在表）に、空席理由を記入できるようにしてほしい
- 司書は、常にカウンターにいてほしい
- スタッフは丁寧に対応してくれるし、館内も清潔で素敵な図書館だと思います
- 申し訳ないですが本を破損してしまったとき、丁寧に対応していただきました
- 本を汚したときの言い方があまりよくなかったため、少し落ち込みました（市に高い税金を払っているのでも少し考えてくれても良いかと思いました）
- 心当たりのない汚損を指摘されたときに不安になった
- 係員の態度がひどいので、全面的に改善してほしい
- DVDを返す時に映像に乱れがあったかどうか、確認するかしないかを統一してほしい
- 館内の飾り付けがすばらしい

### ■ 蔵書について

- 蔵書の全体像が把握できないため、書庫見学会を開催してほしい
- 趣味の本（編み物、洋裁 等）が古くて数が少ない
- 貸出可能な地域資料が少ない（複本があるものは貸してほしい）
- 絵本の並びが慣れるまで探すのが大変
- 週刊誌の種類をもっと検討してほしい
- 中高生向けにライトノベルを置いてほしい
- 自動書庫や閉架に入っている本をもっと書棚に並べてほしい
- 本屋大賞などの賞をとった本の複本数を増やしてほしい（予約待ちが長い）
- 英語の絵本をもっと置いてほしい
- 文庫本の汚れが多いのが目立ちます

## ■ CD・DVDについて

- 新着情報を出してほしい
- ディスクの管理をしてほしい（音飛び、画像の乱れがすごく多い）
- DVDの昔の作品を増やしてほしい

## ■ 開館時間・休館日について

- 開館時間を朝9時にしてほしい
- 開館時間を他の行政サービスと統一すべき
- 勉強する高校生のためにも、開館時間を早めてほしい
- 高校生の居場所を作ってあげてほしい
- 朝9時～夜9時まで開館が理想
- 9時30分から開けてほしい
- 休日（土日祝）も20時まで開けてほしい
- 土日のいずれかが休館でいいので、月曜日に開館してほしい

## ■ 分館について

- 分館でもアルカス土浦館と同様のサービスを受けられるような整備をお願いしたい
- 分館にも新聞を置いてほしい
- 新治地区分館を充実してほしいです
- 神立駅前が空地だらけなので、分館ではなく神立図書館を建設すれば神立の魅力が高まると思う
- 車で行きやすいので、分館を充実してほしい
- 旧図書館（生涯学習館）を分館として復活してほしい

## ■ 予約・リクエスト・相互貸借について

- 全ての地区公民館で予約した本を受け取れるようにしてほしい
- 次に予約がない本は1か月貸してほしい
- リクエストできる出版期間を3年にしてほしい
- リクエストが月2冊は少なすぎる
- リクエスト本の到着が遅い
- 取り置き期間を1週間から2週間にしてほしい
- 相互貸借の貸出期間を長くしてほしい（図書館の本と統一）
- 購入要望に対して優先的に連絡できないか（購入決定時）

## ■ イベントについて

- 講演会やおはなし会など、定期的にイベントや教室を行ってほしい
- 回数を増やしてほしい
- 生活に役立つ実用的な講座が聞きたい
- ビジネスパーソン向けの教養イベントがあったら面白いかもしれません
- 歴史が好きなので、歴史博物館とコラボして地元のイベントをアピールしたら良いと思う
- 小学生の学びになるイベントを増やして頂けるとありがたいです

## ■ 情報発信について

- 図書館の公式SNSアカウントを使って、イベント情報の発信をしたら面白いと思う
- 広報つちうらを利用して、もっとアピールしたらいい（分館の場所など）
- 便利なサービスがあることを知らなかったのので、情報発信を積極的に行ったらどうか
- 図書館情報（利用情報）の発信不足を感じる

- 館内検索機（OPAC）・インターネット環境（Wi-Fi）について
  - OPACの充実を図ってほしい（目次データや雑誌論文などのキーワード検索）
  - 蔵書検索で館ごとに検索結果が出るとより使いやすい
  - Wi-Fiが繋がりにくい
  - インターネット端末の1回の利用を1時間にしてほしい
  
- 来館困難者について
  - 高齢者がもう少し便利に利用できるように考えてほしい
  - 図書館を利用するとキララちゃんバスが無料（もしくは割引）で乗れるようにしてほしい
  - 移動図書館を作してほしい
  
- 本の通帳について
  - 子どもだけでなく、大人も作って頂きたい
  - 市外住民も作れるようにしてほしい
  - 子どもたちの一生の財産になり、とても良いと思います
  
- 展示について
  - 転職者向けの求人情報を図書館内に設けてほしい
  - テーマ別の図書展示をやってほしい（地元のテーマなど）
  - 地域資料のコーナーがわかりにくい
  
- 公民館（分館のない）について
  - 本の返却が近くの公民館のできるのので便利です
  - 全ての地区公民館で予約した本を受け取れるようにしてほしい
  - 各地区公民館の図書室を充実してほしい
  
- 託児について
  - 託児サービスの時間をもう少し長くしてほしい
  - 回数、日数を増やしてほしい
  - 対象年齢をもう少しあげてほしい（4、5歳くらいまで）
  
- アンケートについて
  - アンケート調査票を常設してほしい
  - 調査票に年間の利用状況を記載してほしい
  
- 駐車場について
  - 駐車場の無料化時間を長くしてほしい
  - 図書館利用以外の駐車場の利用を制限してほしい
  - 以前のように入館チェックは必要だと思う
  - アルカス土浦の駐車場の数が少ない（足りない）
  - 駐車場が対面で危ない
  - 駐車場の1階が使えない（関係者以外も使えるようにしてほしい）
  - 駐車券無料化が2時間は長い（駐車場が空かない）
  - 入館チェックを再開した方が多くの人々の図書館利用に繋がるのではないかと（コロナ終息後）
  - 市役所（ウララ）の駐車場も図書館で無料化してほしい

■ その他（アルカス土浦全体）

- 全国的にみても、理想的な図書館の一つになってきている
- 学習室と完全に分離されているため、静かに本を読むことができる
- アルカス土浦ができて、使いやすくなった
- 館内がゆったりしていて、とてもいい環境です
- ホームページのブログをいつも楽しみにしています
- 市外住民に本の貸出をしてもらい、感謝しています
- 土浦市に住む理由の一つにアルカス土浦館があります
- 中高生が過ごしやすい環境を作っていく上で、図書館が重要な役割を果たしていると思います
- 土浦市には、格差のない優しい街づくりで地方創生を目指して頂きたいと強く要望します
- 自慢できる図書館ではない、残念に感じます
- 中高生のマナー、エチケットを注意してほしい（ポスター掲示など）
- 消毒、検温を徹底してほしい
- 文化発信基地になれば良いと思う
- 屋上ガーデンがとても素敵なお作りで感動しました
- 屋上ガーデンが暑い日は辛いので、屋根や日陰がつけられるものがあると良いと思いました
- 土浦マルシェを楽しみにしています（月に2回やってほしい）
- 車やバスで移動しなくてはならない地域の方や赤ちゃん連れ（ベビーカー使用）などには、気軽に利用できない施設です
- 頻繁に利用するために、公共の交通機関をもう少し充実していただきたいと思う
- 図書館を維持するために年間いくらかかるのか、駅前に大きな箱物があるのが不満である
- 図書館の広場（おそらくプラザ）で時々楽器の演奏がありますが、その音がうるさく感じられることがあります
- つくばエクスプレスの土浦延伸に期待しています
- コピー代が高い
- 換気が心配
- ゴミ箱が少ない

等

# 図書館法（抜粋）

（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

最終改正：令和元年6月7日法律第26号

## 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
  - 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
  - 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- イ 司書補の職
- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
- ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 一 司書の資格を有する者
  - 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運

営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

## 第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

## 第十一条及び第十二条 削除

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

# 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日  
文部科学大臣 田中眞紀子

## 目次

### 第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

### 第二 公立図書館

#### 一 市町村立図書館

##### 1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

##### 2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

##### 3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス

- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

#### 4 職員

- (一) 職員の配置等
- (二) 職員の研修

### 二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究
- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

### 第三 私立図書館

#### 一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

#### 二 図書館資料

#### 三 図書館サービス

#### 四 職員

### 第一 総則

#### 一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### 二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### 三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

### 四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

## 五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

## 六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

## 第二 公立図書館

### 一 市町村立図書館

#### 1 管理運営

##### (一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

##### (二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネッ

ト等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

### (三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

### (四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

### (五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

### (六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

## 2 図書館資料

### (一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

## (二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

## 3 図書館サービス

### (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

### (二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

### (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

### (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

- ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

#### （五）多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

#### （六）ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

### 4 職員

#### （一）職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

## (二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

## 二 都道府県立図書館

### 1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
  - ア 資料の紹介、提供に関すること
  - イ 情報サービスに関すること
  - ウ 図書館資料の保存に関すること
  - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
  - オ 図書館の職員の研修に関すること
  - カ その他図書館運営に関すること
- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

### 2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

### 3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

#### 4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

#### 5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

#### 6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

### 第三 私立図書館

#### 一 管理運営

##### 1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

##### 2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

##### 3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

##### 4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

## 二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

## 三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

## 四 職員

- 1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- 2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

# 土浦市図書館条例

平成11年9月30日条例第22号  
改正 平成20年9月24日条例第25号  
平成25年9月19日条例第31号  
平成29年3月22日条例第17号  
平成31年3月28日条例第30号

土浦市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和26年土浦市条例第107号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
土浦市立図書館	土浦市大和町1番1号

（分館の設置）

第3条 図書館奉仕のため、図書館に分館を設けることができる。

（職員）

第4条 図書館に、館長、専門的職員、事務職員その他の職員を置く。

（休館日）

第5条 図書館の休館日（以下この条及び次条において「休館日」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に開館することができる。

- （1） 第1月曜日を除く月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次条において「休日」という。）に当たるときを除く。）
- （2） 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- （3） 特別整理日（年度内において7日を超えない範囲で教育委員会が定める日をいう。）
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める日

（開館時間）

第6条 図書館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- （1） 月曜日（休館日を除く。）から金曜日まで（休日を除く。） 午前10時から午後8時まで
- （2） 日曜日、土曜日及び休日 午前10時から午後6時まで

（図書館協議会）

第7条 法第14条の規定に基づき、土浦市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(利用許可)

第10条 教育委員会は、図書館の施設のうち、研修室について、図書館の事業及び運営に支障がない場合で、その利用の目的が図書館が奨励する生涯学習の振興のための活動であると認められるときは、他に利用させることができる。

- 2 研修室を利用するものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が当該許可に係る内容の変更又は取消しをしようとするときも、また同様とする。
- 3 教育委員会は、前項の許可(以下「利用許可」という。)に管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) その利用が明らかに生涯学習の振興のための活動でないと認めるとき。
- (3) その利用がその周辺に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織と認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用許可をすることが不適當であると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 生涯学習の振興のための活動以外に利用したことが明らかになったとき。
- (2) この条例又は教育委員会の指示に違反したとき。
- (3) 第10条第3項の規定により教育委員会が付した条件に違反したとき。

- (4) 災害その他の事故により利用に供することができなくなったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上特に支障があると認めるとき。
- (使用料)

第13条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

- 2 使用料は、利用許可を受ける際に納入しなければならない。ただし、官公署、学校等が利用する場合で、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第14条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第15条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者の義務)

第16条 利用者は、研修室の利用について、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

- 2 利用者は、研修室の利用を終了したときは、利用した研修室を原状に回復しなければならない。第12条の規定により利用許可を取り消されたときも、また同様とする。

(禁止行為)

第17条 図書館内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 図書館の施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがある行為
- (2) 前号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障がある行為

(入館の制限等)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館しようとする者の入館を制限し、又は入館した者（以下この条及び次条において「入館者」という。）に退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 図書館の資料又は施設等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 感染症等により他の入館者に多大な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、図書館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(損害賠償)

第19条 入館者は、故意又は過失により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

- 2 入館者は、故意又は過失により、図書館の資料を損傷し、又は滅失したときは、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前項本文の場合において、廃刊などの理由により当該資料の現品を賠償できないときは、教育委員会は、現品に代わる相当品を指定し、これに代えさせることができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成20年9月24日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年9月19日条例第31号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成29年3月22日条例第17号）

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第67号で平成29年11月27日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の土浦市図書館条例第10条第2項に規定する手続、第13条の規定による使用料の徴収その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

付 則（平成31年3月28日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の土浦市図書館条例の規定により同日以後の土浦市立図書館の利用の許可を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の土浦市図書館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

区分	利用時間	午前10時から午後1時	午後1時から午後5時	午後5時から午後8時
		まで	まで	まで
研修室1	市内	905円	1,210円	905円
	市外	1,355円	1,815円	1,355円
研修室2	市内	975円	1,305円	975円
	市外	1,465円	1,955円	1,465円
研修室3	市内	2,385円	3,180円	2,385円
	市外	3,580円	4,770円	3,580円
研修室4	市内	2,720円	3,640円	2,720円
	市外	4,080円	5,450円	4,080円

## 備考

- 1 市内とは、個人が利用する場合にあっては当該個人が市内に在住し、在勤し、又は在学する場合とし、団体が利用する場合にあっては当該団体の代表者が市内に在住し、在勤し、又は在学する場合とする。
- 2 市外とは、市内に該当する場合以外とする。
- 3 日曜日、土曜日及び休日の研修室の利用は、午後5時までとする。

## 土浦市図書館協議会 委員名簿

（任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日）

役職	氏名	所属団体 役職名等
会長	根本 彰	東京大学名誉教授
副会長	横山 博子	つくば国際大学図書館長 つくば国際大学教授（医療保健学部診療放射線学科）
委員	大森 弘	土浦第六中学校校長 土浦市教育研究会学校図書館研究部長
委員	塚原 真由美	菅谷小学校教諭 土浦市教育研究会学校図書館研究部員
委員	眞山 淑枝	土浦市女性団体連絡協議会監事
委員	岩松 邦男	土浦市社会教育委員
委員	春日 祐子	土浦おはなしポケット代表 （よみきかせボランティア）
委員	鈴木 清	一中地区スポーツ協会会長 土浦市スポーツ協会副会長
委員	橋本 万里菜	土浦第二中学校 PTA 本部役員会副会長 ブックスタートボランティア
委員	海老原 健	(株)常陽産業研究所地域研究部長 兼地域研究センター長

（順不同）

## 土浦市立図書館サービス計画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の図書館サービスに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する土浦市立図書館サービス計画（次条において「サービス計画」という。）について調査研究し、計画の立案を行うため、土浦市立図書館サービス計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) サービス計画の立案及び見直しに関すること。
- (2) サービス計画に係る調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、サービス計画の推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育部長を、副委員長は生涯学習課長をもって充てる。
- 3 委員は、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

広報広聴課長 市民活動課長 障害福祉課長 高齢福祉課長 健康増進課長 こと も包括支援課長 保育課長 商工観光課長 都市整備課長 学務課長 文化振興課長 指導課長 図書館長
--

- 4 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 推進委員会の庶務は、土浦市立図書館において処理する。

### (委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

## 計画の策定経過

年月日	事由	内容
令和4年6月8日 ～同年6月30日	土浦市立図書館に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在住の18歳以上の方 2,000件 回収676件（回収率33.8%）</li> <li>・土浦市立図書館及び分館来館者 260件（有意抽出）</li> </ul>
令和4年8月12日 ～同年8月16日	第1回 土浦市立図書館サービス計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）第3次土浦市立図書館サービス計画（素案）について （LoGoチャットによる意見聴取）</li> </ul>
令和4年8月19日	第1回 土浦市図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）第3次土浦市立図書館サービス計画（素案）について</li> </ul>
令和4年9月29日 ～同年10月7日	第2回 土浦市立図書館サービス計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）第3次土浦市立図書館サービス計画（素案・第2版）について （LoGoチャットによる意見聴取）</li> </ul>
令和4年10月19日	第2回 土浦市図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）第3次土浦市立図書館サービス計画（素案・第2版）について</li> </ul>
令和4年12月12日 ～令和5年 1月11日	計画（案）に係るパブリック・コメント実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見提出者数6人 意見件数9件（その他要望7件）</li> <li>・市ホームページ閲覧件数111件</li> </ul>
令和5年2月6日 ～同年2月10日	第3回 土浦市立図書館サービス計画推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次土浦市立図書館サービス計画（案）に係るパブリック・コメント実施結果について</li> <li>・第3次土浦市立図書館サービス計画（最終案）について （LoGoチャットによる意見聴取）</li> </ul>
令和5年2月16日	第3回 土浦市図書館協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次土浦市立図書館サービス計画（案）に係るパブリック・コメント実施結果について</li> <li>・第3次土浦市立図書館サービス計画（最終案）について</li> </ul>



### 第3次土浦市立図書館サービス計画

- 発行 令和5年（2023年）3月
- 編集 土浦市教育委員会  
茨城県土浦市大和町9番2号  
電話 029-826-1111（代表）  
<http://www.city.tsuchiura.lg.jp>